

総務常任委員会次第

令和3年9月22日（水）午前10時
於 大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 総務局、消防局関係

① 付託された議案の審査

議案（4件）

議案第72号 明石市住民投票条例制定のこと

※ 資料参照 谷 法務担当課長

議案第74号 明石市職員定数条例の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 河野 職員担当課長

議案第75号 明石市市税条例等の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 中村 税制課長

議案第78号 令和3年度明石市一般会計補正予算（第6号）〔分割付託分〕

..... 松永 財務室長兼財務担当課長

※ 資料参照 池田 地域防災担当課長

② 報告事項（2件）

ア 明石市国民保護計画の変更について

※ 資料参照 上田 安全管理担当課長

イ 新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金の令和3年度の運用について

※ 資料参照 松永 財務室長兼財務担当課長

③ その他

-----（理事者入れ替え）-----

(2) 政策局、会計室、監査委員、選挙管理委員会関係

① 付託された議案の審査

議案（1件）

議案第73号 明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する
条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 宇野 市民相談室調整担当課長

② 報告事項（3件）

ア 令和2年度ふるさと納税実績報告について

※ 資料参照 …………… 藤田 シティセールス推進室長兼課長

イ 日本標準時制定135周年記念事業の実施状況について

※ 資料参照 …………… 井上 天文科学館長

ウ 生理用品サポート事業の取組状況について

※ 資料参照 …………… 箕作 政策局次長（企画調整担当）

③ その他

3 閉 会

以 上

議案第72号関連資料

明石市住民投票条例の再提案について

平成22年3月に自治基本条例が制定されて以降、これまで2度にわたり住民投票条例を提案いたしました。本条例は成立しておらず、自治基本条例で保障された住民投票制度が未だ確立されていません。

そのため、これまでの市議会のご意向を尊重するとともに、時勢に合わせた条例になるよう修正を行い、早期の制度確立を図るため、令和3年9月議会において条例案を再度提案するものです。

～これまでの市議会のご意見～

- 必要署名数は1/6以上が望ましい
- 署名の際の押印は必要である
- 制度に定住外国人を含めるかは賛否両論
- 早期制定が市民への責務である

～近年の時勢の変化～

- 全国的な押印廃止の流れ
- 地方自治法改正による直接請求手続における署名時の押印廃止(R3.9.1)
- 選挙権年齢の引下げ(H28.6)及び民法改正に伴う成人年齢の引下げ(R4.4.1)
- 条例制定の自治体数の増加(全国65自治体)

○ 規定する主な内容について

投票資格者	<p>満18歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者とします。</p> <p>【考え方】 地方自治法に基づく選挙権者と同様とします。なお、定住外国人について、これまでの市議会における審議内容を踏まえ、投票資格者には含めていません。</p>
住民投票の請求手続等	<p>住民投票の実施に要する投票資格者(約252,000人)の署名数について、6分の1以上(約42,000人)の者の連署を必要とします。</p> <p>【考え方】 検討委員会が答申した8分の1(約32,000人)をはじめ、これまで多くのご意見がありましたが、前回提案時に最も多くのご意見を頂き、また、他市でも最も採用されている、6分の1で提案するものです。</p>
署名時の収集	<p>住民投票の実施請求者は、投票資格者の署名を求めますが、その際の押印は不要とします。また、署名収集期間は市の人口規模を勘案し、指定都市に準じ2か月間とします。</p> <p>【考え方】 全国的な押印廃止の動向及び地方自治法改正に伴い直接請求手続において署名時の押印が廃止されたことから、署名時の押印は不要とし、住民が参加しやすい制度とします。</p>

参考

○ 経緯

時 期	内 容
平成 22 年 4 月	自治基本条例施行 ・第 14 条に「住民が市長に対して住民投票の実施を請求したときは、市長は、住民投票を実施しなければならない。」と規定。
平成 25 年 8 月 ～翌年 10 月	「明石市住民投票条例検討委員会」設置 ・11 回の検討会議を経て、平成 26 年 10 月に「(仮称) 明石市住民投票条例の論点について」を市長へ答申。
平成 27 年 12 月	平成 27 年第 3 回定例会（12 月議会）において全会一致で否決 【主なご意見】答申通りとすべき、定住外国人は含めるべきでない、署名数の 6 分の 1 は厳しすぎる、押印は必要等
令和 2 年 3 月	令和 2 年第 1 回定例会（3 月議会）において賛成少数で否決 【主なご意見】答申通りとすべき、署名数は 6 分の 1 とすべき、押印は必要等

○ 検討委員会答申及びこれまでの議案内容の比較

主な論点	答申	H27. 12 議会	R2. 3 議会	R3. 9 議会
投票資格者 (定住外国人)	含める	含める	含めない	含めない
必要署名数	8 分の 1	6 分の 1	8 分の 1	6 分の 1
署名時の押印	不要	不要	不要	不要

○ 他市町村の常設型住民投票条例 (R3. 8 総務課調べ)

制定自治体数 (65 市町村)		
指定都市：2 市 (川崎市、広島市) 中核市：2 市 (川口市、豊中市) 一般市：45 市 (うち兵庫県内：丹波篠山市、宍粟市) 町村：14 町 2 村		
主な規定内容		
投票資格者	定 住 外 国 人	○含める：37 自治体 ○含めない：28 自治体
住民投票の 請求手続	住 民 の 署 名 数	○1/3 以上：12 自治体 ○1/4 以上：9 自治体 ○1/5 以上：10 自治体 ○1/6 以上：28 自治体 ○1/8 以上：2 自治体 ○1/10 以上：4 自治体
	押 印 の 要 否	○必要：64 自治体 ○不要：1 自治体

総務常任委員会資料
2021年(令和3年)9月22日
総務局職員室

議案第74号関連資料

明石市職員定数条例の一部を改正する条例(案)の概要

本市の人口増加、及び高齢化の進展等に伴い、救急災害出動体制等を充実させるため、消防職員の定数を改めようとするものです。

1 職員定数の改正案

現行の消防職員定数を、238名から264名へ改正します。(26名増)

2 主な改正理由

(1) 江井島分署の消防隊と救急隊の兼務解消【10名】

平成23年度から運用している江井島分署の兼務体制を解消することで、他分署と同様の人員配置により、JR大久保駅前再開発等に伴う人口増に対応します。

(2) 救急災害出動体制の充実【10名】

車両(部隊)配置数が多い本署と中崎分署に職員を増員することで、救急災害出動体制の強化を図るとともに、消防署における、育児休業をはじめ、各種休暇等取得による出動人員減数対応を図ります。

(3) 予防査察体制の強化【2名】

防火対象物の各種届出や消防査察体制の強化など、予防行政のより一層の体制整備を図ります。

(4) 情報指令体制の強化と勤務体制見直し【4名】

夜間勤務体制の見直し等により、時間外削減など情報指令体制の見直しを図ります。

3 施行期日

公布の日

4 その他(今後の予定)

本年6月に国家公務員法及び地方公務員法が改正され、令和5年度以降、2年に1歳ずつ定年が引き上げられることとなります。本市においては、令和4年9月議会を目途に、定年の引上げにかかる条例改正を提案する予定です。

定年の引上げに伴い、令和5年度には定年退職者が発生しないなど、定数管理上、大きな影響があるため、当該条例改正案の中で、定数条例についても改正を提案する予定です。

<部局ごとの職員定数（案）>

事務部局名	令和3年4月1日				定数増 (B)	改正後 定数 A+B
	正規等 (ア)	除外数 (イ)	対象数 (ウ) ア-イ	現行定数 (A)		
市長事務局	1,357	△ 44	1,313	1,360		1,360
（うち社会福祉事務所）	(89)		(89)	(110)		(110)
水道局	50		50	60		60
議会局	15		15	16		16
選挙管理委員会事務局	8		8	8		8
監査事務局	8		8	11		11
公平委員会事務局			0	0		
農業委員会事務局	4		4	5		5
教育委員会事務局・学校園	359	△ 19	340	360		360
消防局	238	△ 3	235	238	26	264
合計	2,039	△ 66	1,973	2,058	26	2,084

※ 正規等・・・正規職員、任期付及び再任用フルタイム勤務職員
除外数・・・国・県及び関係団体への派遣職員、育児休業中の職員等

総務常任委員会資料
2021年（令和3年）9月22日
総務局税務室税制課

議案第75号関連資料 明石市市税条例等の一部改正について

1 改正目的

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の税率適用区分を見直すほか、所要の整備を行うため、明石市市税条例の一部改正を行うものです。

2 概 要

(1) 軽自動車税の環境性能割の税率適用区分の見直し

軽自動車の取得時に環境性能に応じて課税される環境性能割について、より燃費性能に優れた車種の普及を促進する観点から、税率適用の基礎となる区分を2020年度燃費基準から2030年度燃費基準へ見直すものです。

(2) 軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例の見直し

軽自動車の所有者に対して課税される種別割のグリーン化特例について、環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、排出ガス性能及び燃費性能に優れた電気自動車等に限定した上で、特例の期限を2年間延長するものです。

(3) 住宅ローン控除の特例の延長等

所得税において、住宅ローン控除の適用期間を13年とする特例が令和4年末まで延長されることに伴い、個人住民税においても所得税から控除しきれない額については、控除限度額の範囲内で控除する措置を令和4年末まで講じます。

なお、当該措置による減収額については、全額国費で補填されます。

(4) 生産性革命の実現に向けた償却資産等の特例措置の延長

中小企業の生産性向上のために行われる設備投資のうち、一定の要件を満たすものについて適用される特例割合を本市では零としているところ、その適用を令和4年度末まで延長するものです。

なお、当該措置による減収額については、全額国費で補填されます。

(5) その他地方税法の改正に伴う措置

3 施行期日

原則公布日施行となります。

以 上

議案第78号関連資料

明石市ハザードマップの改訂について

1 趣旨

現行のハザードマップについては全面改訂から2年以上が経過し、その間に兵庫県により、市内の洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域が変更されたこと、また、災害対策基本法が改正され、「避難勧告」と「避難指示」の避難情報が一本化されたことなどから、最新の内容に更新し、市民に必要な情報をより分かりやすく、より見やすいものに改訂を行います。

現行版



2 現行版の概要

- ・2019年5月発行(2020年6月一部改訂)
- ・A4版冊子30ページ
- ・風水害及び地震・津波時の被害想定区域を記載
- ・自然災害発生時に必要な行動や用語の説明などを記載

3 改訂方針

- ・兵庫県から公表された洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域を最新のものに改訂します。
- ・災害対策基本法の改正に伴い、「避難勧告」と「避難指示」を一本化し、避難すべきタイミングを分かりやすく説明します。
- ・コロナ禍で課題となった、避難所での三密を避けるための分散避難についての記述を追加します。
- ・南海トラフ地震臨時情報に関する記述を追加します。
- ・改訂版については、今年度中に市ホームページに掲載するとともに、冊子については、大雨等に対し市民意識が高まる出水期(来年6月)までに全戸配付します。

4 仕様

- ・A4版冊子40ページ程度 15万部
- ・A0版ハザードマップ(地震災害、風水害) 各100部

5 予算額

令和3年度	5,000千円	委託料(原稿データ作成)
令和4年度(債務負担行為分)	18,000千円	委託料(冊子印刷、全戸配付)

明石市国民保護計画の変更について

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)第35条第6項及び第8項に基づき、明石市国民保護計画の変更について下記のとおり報告します。

記

1 明石市国民保護計画について

明石市国民保護計画は武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、市が、国・県・他の関係機関等と連携して、迅速・的確に市民の皆さまの避難や救援などを行うことができるように定めておくものであり、平成16年9月の国民保護法の施行に伴い、平成19年3月に策定し、その後平成29年6月に一部変更をしています。

2 明石市国民保護計画の変更概要

国の策定する「国民の保護に関する基本指針」及び「兵庫県国民保護計画」の変更等を踏まえ、明石市国民保護計画の変更を行うものです。変更にあたっては、明石市国民保護協議会(書面会議)により承認を得た後、国民保護法第35条第5項に基づく知事協議を終えています。

3 主な変更内容

- (1) 国の基本指針及び兵庫県計画の変更事項を反映 **変更**
 - ・武力攻撃災害訓練に関するもの
 - ・国民保護事案発生時の避難施設に関するもの
 - ・弾道ミサイル飛来時の対応に係る市民への周知に関するもの
- (2) 市の組織改編に伴う変更 **変更**
 - ・市対策本部の構成及び分掌事務の変更
- (3) 統計数値の時点修正等 **修正**

4 添付資料

明石市国民保護計画 新旧対照表

5 参考(国民保護法第35条第6項、第8項 抜粋)

第6項 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

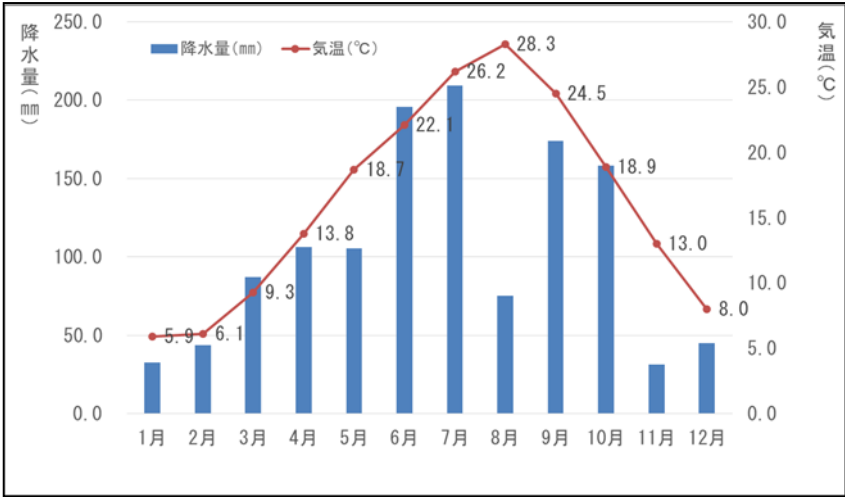
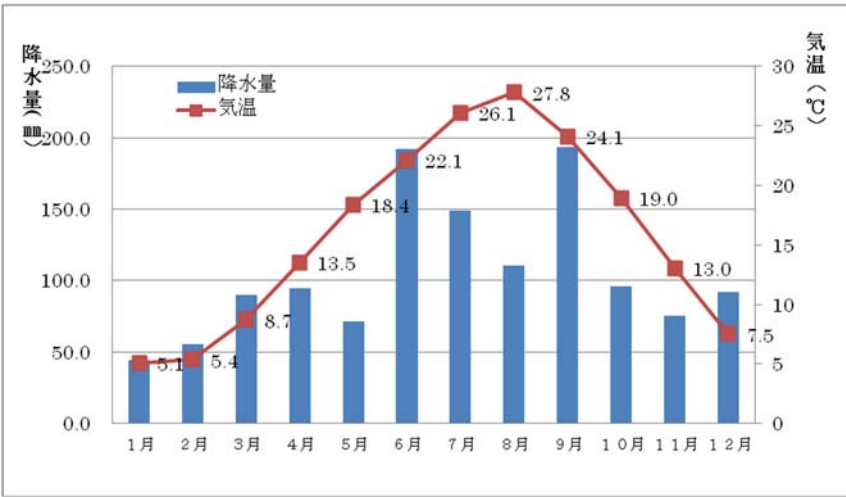
第8項 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。

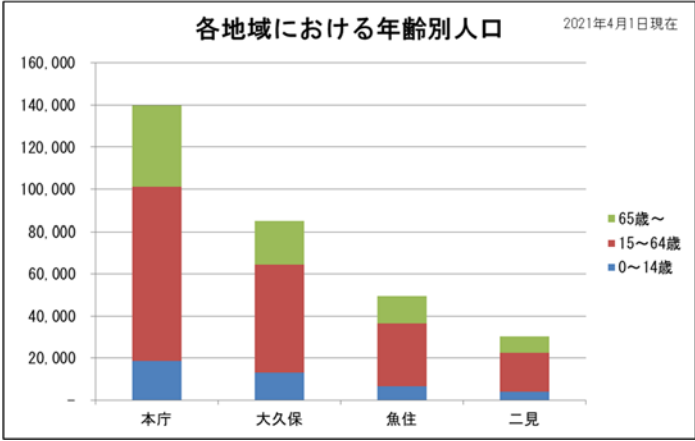
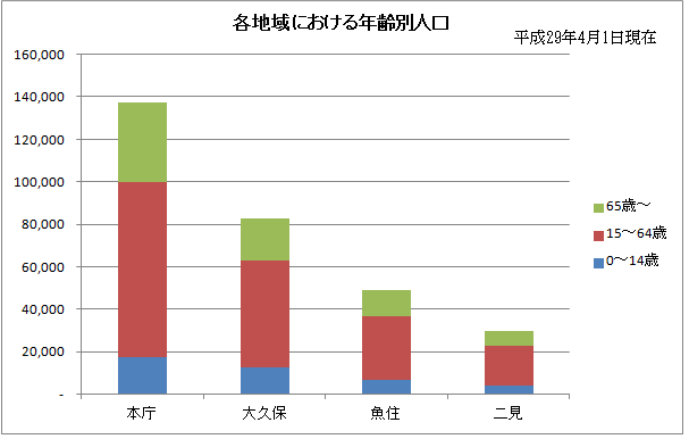
以上

明石市国民保護計画 新旧対照表

変更箇所	変更案	現行																				
第1編 第3章 1 P8～P10	<p>1 関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>【指定公共機関等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[放送事業者]</td> <td>1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送 （指定公共機関）日本放送協会、朝日放送グループホールディングス㈱、 ㈱毎日放送、関西テレビ放送㈱、読売テレビ放送㈱、大阪放送㈱ （指定地方公共機関）㈱サンテレビジョン、兵庫エフエム放送㈱、㈱ラジオ関西</td> </tr> <tr> <td>[運送事業者]</td> <td>1 避難市民等の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ① 国内旅客船事業者 （指定公共機関）㈱フェリーさんふらわあ、阪九フェリー㈱、マルエーフェリー㈱ （指定地方公共機関）㈱淡路ジェノバライン、高速いえしま㈱、 ジャンボフェリー㈱、沼島汽船㈱、坊勢汽船㈱ ② バス事業者 （指定公共機関）西日本JRバス㈱、日本交通㈱、阪急バス㈱、阪神バス㈱ （指定地方公共機関）淡路交通㈱、神姫バス㈱、全但バス㈱、山陽バス㈱ ③ 航空事業者 （指定公共機関）㈱AIRDO、㈱ソラシドエア、スカイマーク㈱、日本航空㈱、 全日本空輸㈱ （指定地方公共機関）日本エアコミューター㈱、但馬空港ターミナル㈱ ④ 鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道㈱、阪急電鉄㈱、阪神電気鉄道㈱ （指定地方公共機関）北近畿タンゴ鉄道㈱、神戸高速鉄道㈱、神戸新交通㈱、 神戸電鉄㈱、（一財）神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道㈱、 智頭急行㈱、WILLERTRAINS㈱、能勢電鉄㈱、北条鉄道㈱、北神急行電鉄㈱、 六甲山観光㈱ ⑤ 内航海運事業者 （指定公共機関）井本商運㈱ ⑥ トラック事業者 （指定公共機関）佐川急便㈱、西濃運輸㈱、日本通運㈱、福山通運㈱、 ヤマト運輸㈱ （指定地方公共機関）（一社）兵庫県トラック協会 </td> </tr> <tr> <td>[電気通信事業者]</td> <td>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い （指定公共機関）西日本電信電話㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、 ㈱NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	[放送事業者]	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送 （指定公共機関）日本放送協会、朝日放送グループホールディングス㈱、 ㈱毎日放送、関西テレビ放送㈱、読売テレビ放送㈱、大阪放送㈱ （指定地方公共機関）㈱サンテレビジョン、兵庫エフエム放送㈱、㈱ラジオ関西	[運送事業者]	1 避難市民等の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保	① 国内旅客船事業者 （指定公共機関）㈱フェリーさんふらわあ、阪九フェリー㈱、マルエーフェリー㈱ （指定地方公共機関）㈱淡路ジェノバライン、高速いえしま㈱、 ジャンボフェリー㈱、沼島汽船㈱、坊勢汽船㈱ ② バス事業者 （指定公共機関）西日本JRバス㈱、日本交通㈱、阪急バス㈱、 阪神バス㈱ （指定地方公共機関）淡路交通㈱、神姫バス㈱、全但バス㈱、 山陽バス㈱ ③ 航空事業者 （指定公共機関） ㈱AIRDO 、 ㈱ソラシドエア 、スカイマーク㈱、 日本航空㈱ 、 全日本空輸㈱ （指定地方公共機関）日本エアコミューター㈱、但馬空港ターミナル㈱ ④ 鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道㈱、阪急電鉄㈱、阪神電気鉄道㈱ （指定地方公共機関）北近畿タンゴ鉄道㈱、神戸高速鉄道㈱、神戸新交通㈱、 神戸電鉄㈱、（一財）神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道㈱、 智頭急行㈱、WILLERTRAINS㈱、能勢電鉄㈱、北条鉄道㈱、北神急行電鉄㈱、 六甲山観光㈱ ⑤ 内航海運事業者 （指定公共機関）井本商運㈱ ⑥ トラック事業者 （指定公共機関）佐川急便㈱、西濃運輸㈱、日本通運㈱、福山通運㈱、 ヤマト運輸㈱ （指定地方公共機関）（一社）兵庫県トラック協会		[電気通信事業者]	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い （指定公共機関）西日本電信電話㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、 ㈱NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱	<p>1 関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>【指定公共機関等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[放送事業者]</td> <td>1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送 （指定公共機関）日本放送協会、朝日放送㈱、㈱毎日放送、関西テレビ放送㈱、 読売テレビ放送㈱、大阪放送㈱ （指定地方公共機関）㈱サンテレビジョン、兵庫エフエム放送㈱、㈱ラジオ関西</td> </tr> <tr> <td>[運送事業者]</td> <td>1 避難市民等の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ① 国内旅客船事業者 （指定公共機関）㈱フェリーさんふらわあ、阪九フェリー㈱、マルエーフェリー㈱ （指定地方公共機関）㈱淡路ジェノバライン、 高速いえしま㈱、ジャンボフェリー㈱、沼島汽船㈱、坊勢汽船㈱ ② バス事業者 （指定公共機関）西日本JRバス㈱、日本交通㈱、阪急バス㈱ （指定地方公共機関）淡路交通㈱、神姫バス㈱、全但バス㈱、山陽電気鉄道㈱、 六甲摩耶鉄道㈱ ③ 航空事業者 （指定公共機関）エア・ニッポン㈱、㈱ジャルエクスプレス、 ㈱日本航空インターナショナル、全日本空輸㈱、スカイマーク㈱ （指定地方公共機関）日本エアコミューター㈱、但馬空港ターミナル㈱ ④ 鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道㈱、阪急電鉄㈱、阪神電気鉄道㈱ （指定地方公共機関）北近畿タンゴ鉄道㈱、神戸高速鉄道㈱、神戸新交通㈱、 神戸電鉄㈱、（一財）神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道㈱、智頭急行㈱、 WILLERTRAINS㈱、能勢電鉄㈱、北条鉄道㈱、北神急行電鉄㈱、六甲摩耶鉄道㈱ ⑤ 内航海運事業者 （指定公共機関）井本商運㈱ ⑥ トラック事業者 （指定公共機関）佐川急便㈱、西濃運輸㈱、日本通運㈱、福山通運㈱、 ヤマト運輸㈱ （指定地方公共機関）（一社）兵庫県トラック協会 </td> </tr> <tr> <td>[電気通信事業者]</td> <td>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い （指定公共機関）西日本電信電話㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、㈱NTTドコモ、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	[放送事業者]	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送 （指定公共機関）日本放送協会、朝日放送㈱、㈱毎日放送、関西テレビ放送㈱、 読売テレビ放送㈱、大阪放送㈱ （指定地方公共機関）㈱サンテレビジョン、兵庫エフエム放送㈱、㈱ラジオ関西	[運送事業者]	1 避難市民等の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保	① 国内旅客船事業者 （指定公共機関）㈱フェリーさんふらわあ、阪九フェリー㈱、マルエーフェリー㈱ （指定地方公共機関）㈱淡路ジェノバライン、 高速いえしま㈱、ジャンボフェリー㈱、沼島汽船㈱、坊勢汽船㈱ ② バス事業者 （指定公共機関）西日本JRバス㈱、日本交通㈱、阪急バス㈱ （指定地方公共機関）淡路交通㈱、神姫バス㈱、全但バス㈱、 山陽電気鉄道㈱ 、 六甲摩耶鉄道㈱ ③ 航空事業者 （指定公共機関） エア・ニッポン㈱ 、 ㈱ジャルエクスプレス 、 ㈱日本航空インターナショナル 、全日本空輸㈱、スカイマーク㈱ （指定地方公共機関）日本エアコミューター㈱、但馬空港ターミナル㈱ ④ 鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道㈱、阪急電鉄㈱、阪神電気鉄道㈱ （指定地方公共機関）北近畿タンゴ鉄道㈱、神戸高速鉄道㈱、神戸新交通㈱、 神戸電鉄㈱、（一財）神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道㈱、智頭急行㈱、 WILLERTRAINS㈱、能勢電鉄㈱、北条鉄道㈱、北神急行電鉄㈱、 六甲摩耶鉄道㈱ ⑤ 内航海運事業者 （指定公共機関）井本商運㈱ ⑥ トラック事業者 （指定公共機関）佐川急便㈱、西濃運輸㈱、日本通運㈱、福山通運㈱、 ヤマト運輸㈱ （指定地方公共機関）（一社）兵庫県トラック協会		[電気通信事業者]	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い （指定公共機関）西日本電信電話㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、 ㈱NTTドコモ 、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱
機関の名称	事務又は業務の大綱																					
[放送事業者]	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送 （指定公共機関）日本放送協会、朝日放送グループホールディングス㈱、 ㈱毎日放送、関西テレビ放送㈱、読売テレビ放送㈱、大阪放送㈱ （指定地方公共機関）㈱サンテレビジョン、兵庫エフエム放送㈱、㈱ラジオ関西																					
[運送事業者]	1 避難市民等の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保																					
① 国内旅客船事業者 （指定公共機関）㈱フェリーさんふらわあ、阪九フェリー㈱、マルエーフェリー㈱ （指定地方公共機関）㈱淡路ジェノバライン、高速いえしま㈱、 ジャンボフェリー㈱、沼島汽船㈱、坊勢汽船㈱ ② バス事業者 （指定公共機関）西日本JRバス㈱、日本交通㈱、阪急バス㈱、 阪神バス㈱ （指定地方公共機関）淡路交通㈱、神姫バス㈱、全但バス㈱、 山陽バス㈱ ③ 航空事業者 （指定公共機関） ㈱AIRDO 、 ㈱ソラシドエア 、スカイマーク㈱、 日本航空㈱ 、 全日本空輸㈱ （指定地方公共機関）日本エアコミューター㈱、但馬空港ターミナル㈱ ④ 鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道㈱、阪急電鉄㈱、阪神電気鉄道㈱ （指定地方公共機関）北近畿タンゴ鉄道㈱、神戸高速鉄道㈱、神戸新交通㈱、 神戸電鉄㈱、（一財）神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道㈱、 智頭急行㈱、WILLERTRAINS㈱、能勢電鉄㈱、北条鉄道㈱、北神急行電鉄㈱、 六甲山観光㈱ ⑤ 内航海運事業者 （指定公共機関）井本商運㈱ ⑥ トラック事業者 （指定公共機関）佐川急便㈱、西濃運輸㈱、日本通運㈱、福山通運㈱、 ヤマト運輸㈱ （指定地方公共機関）（一社）兵庫県トラック協会																						
[電気通信事業者]	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い （指定公共機関）西日本電信電話㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、 ㈱NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱																					
機関の名称	事務又は業務の大綱																					
[放送事業者]	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送 （指定公共機関）日本放送協会、朝日放送㈱、㈱毎日放送、関西テレビ放送㈱、 読売テレビ放送㈱、大阪放送㈱ （指定地方公共機関）㈱サンテレビジョン、兵庫エフエム放送㈱、㈱ラジオ関西																					
[運送事業者]	1 避難市民等の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保																					
① 国内旅客船事業者 （指定公共機関）㈱フェリーさんふらわあ、阪九フェリー㈱、マルエーフェリー㈱ （指定地方公共機関）㈱淡路ジェノバライン、 高速いえしま㈱、ジャンボフェリー㈱、沼島汽船㈱、坊勢汽船㈱ ② バス事業者 （指定公共機関）西日本JRバス㈱、日本交通㈱、阪急バス㈱ （指定地方公共機関）淡路交通㈱、神姫バス㈱、全但バス㈱、 山陽電気鉄道㈱ 、 六甲摩耶鉄道㈱ ③ 航空事業者 （指定公共機関） エア・ニッポン㈱ 、 ㈱ジャルエクスプレス 、 ㈱日本航空インターナショナル 、全日本空輸㈱、スカイマーク㈱ （指定地方公共機関）日本エアコミューター㈱、但馬空港ターミナル㈱ ④ 鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道㈱、阪急電鉄㈱、阪神電気鉄道㈱ （指定地方公共機関）北近畿タンゴ鉄道㈱、神戸高速鉄道㈱、神戸新交通㈱、 神戸電鉄㈱、（一財）神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道㈱、智頭急行㈱、 WILLERTRAINS㈱、能勢電鉄㈱、北条鉄道㈱、北神急行電鉄㈱、 六甲摩耶鉄道㈱ ⑤ 内航海運事業者 （指定公共機関）井本商運㈱ ⑥ トラック事業者 （指定公共機関）佐川急便㈱、西濃運輸㈱、日本通運㈱、福山通運㈱、 ヤマト運輸㈱ （指定地方公共機関）（一社）兵庫県トラック協会																						
[電気通信事業者]	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い （指定公共機関）西日本電信電話㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、 ㈱NTTドコモ 、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱																					

変更箇所	変 更 案	現 行																																												
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="219 261 524 288">[電気事業者]</td> <td data-bbox="524 261 1151 288">1 電気の安定的な供給</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="524 288 1151 341">(指定公共機関) 関西電力㈱、関西電力送配電㈱、電源開発㈱、電源開発送変電ネットワーク㈱、電力広域的運営推進機関</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 341 524 368">[ガス事業者]</td> <td data-bbox="524 341 1151 368">1 ガスの安定的な供給</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="524 368 1151 421">(指定公共機関) 大阪ガス㈱ (指定地方公共機関) (一社) 兵庫県LPガス協会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 421 524 448">郵便事業を営む者</td> <td data-bbox="524 421 1151 448">1 郵便の確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 448 524 475">[病院その他の医療機関]</td> <td data-bbox="524 448 1151 475">1 医療の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="524 475 1151 528">(指定公共機関) (独) 国立病院機構 (指定地方公共機関) (一社) 兵庫県医師会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 528 524 580">[河川管理施設、道路の管理者]</td> <td data-bbox="524 528 1151 555">1 河川管理施設、道路の管理</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="524 555 1151 671">(指定公共機関) (独) 水資源機構、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱ (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウェイ㈱</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 671 524 699">日本赤十字社</td> <td data-bbox="524 671 1151 724">1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 724 524 810">日本銀行</td> <td data-bbox="524 724 1151 810">1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持</td> </tr> </table>	[電気事業者]	1 電気の安定的な供給		(指定公共機関) 関西電力㈱、 関西電力送配電㈱ 、電源開発㈱、 電源開発送変電ネットワーク㈱ 、電力広域的運営推進機関	[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給		(指定公共機関) 大阪ガス㈱ (指定地方公共機関) (一社) 兵庫県LPガス協会	郵便事業を営む者	1 郵便の確保	[病院その他の医療機関]	1 医療の確保		(指定公共機関) (独) 国立病院機構 (指定地方公共機関) (一社) 兵庫県医師会	[河川管理施設、道路の管理者]	1 河川管理施設、道路の管理		(指定公共機関) (独) 水資源機構、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱ (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウェイ㈱	日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答	日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1182 261 1487 288">[電気事業者]</td> <td data-bbox="1487 261 2114 288">1 電気の安定的な供給</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1487 288 2114 341">(指定公共機関) 関西電力㈱、電源開発㈱、電力広域的運営推進機関</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 341 1487 368">[ガス事業者]</td> <td data-bbox="1487 341 2114 368">1 ガスの安定的な供給</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1487 368 2114 421">(指定公共機関) 大阪ガス㈱ (指定地方公共機関) (一社) 兵庫県LP協会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 421 1487 448">日本郵便㈱</td> <td data-bbox="1487 421 2114 448">1 郵便の確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 448 1487 475">[病院その他の医療機関]</td> <td data-bbox="1487 448 2114 475">1 医療の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1487 475 2114 528">(指定公共機関) (独) 国立病院機構 (指定地方公共機関) (社) 兵庫県医師会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 528 1487 580">[河川管理施設、道路の管理者]</td> <td data-bbox="1487 528 2114 555">1 河川管理施設、道路の管理</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1487 555 2114 671">(指定公共機関) (独) 水資源機構、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱ (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウェイ㈱</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 671 1487 699">日本赤十字社</td> <td data-bbox="1487 671 2114 724">1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 724 1487 810">日本銀行</td> <td data-bbox="1487 724 2114 810">1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持</td> </tr> </table>	[電気事業者]	1 電気の安定的な供給		(指定公共機関) 関西電力㈱、電源開発㈱、電力広域的運営推進機関	[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給		(指定公共機関) 大阪ガス㈱ (指定地方公共機関) (一社) 兵庫県LP協会	日本郵便㈱	1 郵便の確保	[病院その他の医療機関]	1 医療の確保		(指定公共機関) (独) 国立病院機構 (指定地方公共機関) (社) 兵庫県医師会	[河川管理施設、道路の管理者]	1 河川管理施設、道路の管理		(指定公共機関) (独) 水資源機構、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱ (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウェイ㈱	日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答	日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
[電気事業者]	1 電気の安定的な供給																																													
	(指定公共機関) 関西電力㈱、 関西電力送配電㈱ 、電源開発㈱、 電源開発送変電ネットワーク㈱ 、電力広域的運営推進機関																																													
[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給																																													
	(指定公共機関) 大阪ガス㈱ (指定地方公共機関) (一社) 兵庫県LPガス協会																																													
郵便事業を営む者	1 郵便の確保																																													
[病院その他の医療機関]	1 医療の確保																																													
	(指定公共機関) (独) 国立病院機構 (指定地方公共機関) (一社) 兵庫県医師会																																													
[河川管理施設、道路の管理者]	1 河川管理施設、道路の管理																																													
	(指定公共機関) (独) 水資源機構、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱ (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウェイ㈱																																													
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答																																													
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持																																													
[電気事業者]	1 電気の安定的な供給																																													
	(指定公共機関) 関西電力㈱、電源開発㈱、電力広域的運営推進機関																																													
[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給																																													
	(指定公共機関) 大阪ガス㈱ (指定地方公共機関) (一社) 兵庫県LP協会																																													
日本郵便㈱	1 郵便の確保																																													
[病院その他の医療機関]	1 医療の確保																																													
	(指定公共機関) (独) 国立病院機構 (指定地方公共機関) (社) 兵庫県医師会																																													
[河川管理施設、道路の管理者]	1 河川管理施設、道路の管理																																													
	(指定公共機関) (独) 水資源機構、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱ (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウェイ㈱																																													
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答																																													
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持																																													
第 1 編 第 3 章 2 P10	<p data-bbox="219 943 434 970">2 関係機関の連絡先</p> <p data-bbox="219 970 1151 1050">内閣官房、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、県地方機関、市町、消防局、指定公共機関、指定地方公共機関、自治会、大規模集客施設等その他の関係機関の連絡先については、資料編に記載する。</p> <p data-bbox="219 1050 1151 1102">なお、関係機関の連絡先については、本計画とは別に一覧表を作成しておくこととし、随時、最新の情報への更新を行うよう留意する。</p> <p data-bbox="219 1102 1005 1129">(記載事項) 名称、担当部署、所在地、電話・FAX、e-mail、その他の連絡方法</p>	<p data-bbox="1182 943 1397 970">2 関係機関の連絡先</p> <p data-bbox="1182 970 2114 1050">内閣官房、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、県地方機関、市町、消防局、指定公共機関、指定地方公共機関、自治会、大規模集客施設等その他の関係機関の連絡先については、資料編に記載する。</p> <p data-bbox="1182 1050 1263 1077">(新規)</p>																																												

変更箇所	変更案	現行																																																																																				
第1編 第4章 (2) P12	<p>(2) 気候</p> <p>本市の年平均(2016年～2020年)気温は、16.2℃であり県内では、比較的温暖である。</p> <p>降水量については、県播磨南東部に位置する本市は、淡路島や県北部と比べて少なく、年間では季節別にみると、冬季の降水量が少ないのが特徴である。暖候期の降水量は、梅雨期と秋の台風期に多い。大雨は、台風、梅雨前線、秋雨前線、低気圧又は雷雨によって4～11月の期間にもたらされるが、なかでも台風、梅雨又は秋雨前線の影響を受ける5～10月が特に多い。</p> <p>雪は2～3月初めにかけて降ることもあるが、大規模な積雪はない。風は冬季に西よりの季節風が強い。</p> <p>湿度については、12～5月にかけて低く、最小湿度は春に記録されることが多い。また渇水期は夏と冬にある。</p> <p>【2016～2020年 明石市の月別降水量及び平均気温】 (気象庁ホームページより)</p> <table border="1" data-bbox="219 611 1155 754"> <thead> <tr> <th></th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>全年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均降水量mm</td> <td>32.6</td> <td>43.8</td> <td>87.0</td> <td>106.2</td> <td>105.6</td> <td>195.9</td> <td>209.3</td> <td>75.3</td> <td>173.9</td> <td>158.3</td> <td>31.2</td> <td>45.1</td> <td>1264.2</td> </tr> <tr> <td>平均気温℃</td> <td>5.9</td> <td>6.1</td> <td>9.3</td> <td>13.8</td> <td>18.7</td> <td>22.1</td> <td>26.2</td> <td>28.3</td> <td>24.5</td> <td>18.9</td> <td>13.0</td> <td>8.0</td> <td>16.2</td> </tr> </tbody> </table> 		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年	平均降水量mm	32.6	43.8	87.0	106.2	105.6	195.9	209.3	75.3	173.9	158.3	31.2	45.1	1264.2	平均気温℃	5.9	6.1	9.3	13.8	18.7	22.1	26.2	28.3	24.5	18.9	13.0	8.0	16.2	<p>(2) 気候</p> <p>本市の年平均(2012年～2016年)気温は、15.9℃であり県内では、比較的温暖である。</p> <p>降水量については、県播磨南東部に位置する本市は、淡路島や県北部と比べて少なく、年間では季節別にみると、冬季の降水量が少ないのが特徴である。暖候期の降水量は、梅雨期と秋の台風期に多い。大雨は、台風、梅雨前線、秋雨前線、低気圧又は雷雨によって4～11月の期間にもたらされるが、なかでも台風、梅雨又は秋雨前線の影響を受ける5～10月が特に多い。</p> <p>雪は2～3月初めにかけて降ることもあるが、大規模な積雪はない。風は冬季に西よりの季節風が強い。</p> <p>湿度については、12～5月にかけて低く、最小湿度は春に記録されることが多い。また渇水期は夏と冬にある。</p> <p>【2012～2016年 明石市の月別降水量及び平均気温】 (気象庁ホームページより)</p> <table border="1" data-bbox="1182 611 2119 754"> <thead> <tr> <th></th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>全年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均降水量mm</td> <td>44.4</td> <td>55.5</td> <td>90.2</td> <td>95.0</td> <td>71.6</td> <td>192.0</td> <td>149.0</td> <td>110.7</td> <td>193.2</td> <td>95.9</td> <td>75.4</td> <td>92.2</td> <td>1265.1</td> </tr> <tr> <td>平均気温℃</td> <td>5.1</td> <td>5.4</td> <td>8.7</td> <td>13.5</td> <td>18.4</td> <td>22.1</td> <td>26.1</td> <td>27.8</td> <td>24.1</td> <td>19.0</td> <td>13.0</td> <td>7.5</td> <td>15.9</td> </tr> </tbody> </table> 		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年	平均降水量mm	44.4	55.5	90.2	95.0	71.6	192.0	149.0	110.7	193.2	95.9	75.4	92.2	1265.1	平均気温℃	5.1	5.4	8.7	13.5	18.4	22.1	26.1	27.8	24.1	19.0	13.0	7.5	15.9
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年																																																																									
平均降水量mm	32.6	43.8	87.0	106.2	105.6	195.9	209.3	75.3	173.9	158.3	31.2	45.1	1264.2																																																																									
平均気温℃	5.9	6.1	9.3	13.8	18.7	22.1	26.2	28.3	24.5	18.9	13.0	8.0	16.2																																																																									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年																																																																									
平均降水量mm	44.4	55.5	90.2	95.0	71.6	192.0	149.0	110.7	193.2	95.9	75.4	92.2	1265.1																																																																									
平均気温℃	5.1	5.4	8.7	13.5	18.4	22.1	26.1	27.8	24.1	19.0	13.0	7.5	15.9																																																																									

変更箇所	変更案	現行																																														
第1編 第4章 (3) P13	<p>(3) 人口分布</p> <p>令和2年国勢調査速報値人口からの推計によると、本市の人口は、304,189人(2021年(令和3年)4月1日現在)である。市内で最も人口の多いのが本庁地域(139,750人)であり、本庁地域だけで市人口全体の45.9%を占めている。</p> <p>年齢別に見ると、市全体において15歳未満が総人口に占める割合は、13.8%、15～64歳の人口は60.0%、65歳以上の人口は26.2%となっている。65歳以上の全国平均は28.7%であり本市は、全国平均より2.5ポイント低くなっている。</p> <p>昼間人口については、市全体において、流出人口は、総人口に占める割合が25.6%となっている。また流入人口については、15.1%となっている。したがって10.5%が、隣接地域への従業・通学等によるため本市より流出していると考えられる。(平成27年「国勢調査(夜間人口と昼間人口)」参考)</p> 	<p>(3) 人口分布</p> <p>平成27年国勢調査人口からの推計によると、本市の人口は、294,785(平成29年4月1日現在)人である。市内で最も人口の多いのが本庁地域(134,594人)であり、本庁地域だけで市人口全体の45.7%を占めている。</p> <p>年齢別に見ると、市全体において15歳未満が総人口に占める割合は、13.5%、15～64歳の人口は60.9%、65歳以上の人口は25.6%となっている。65歳以上の全国平均は27.5%であり本市は、全国平均より1.9ポイント低くなっている。</p> <p>昼間人口については、市全体において、流出人口は、総人口に占める割合が27.3%となっている。また流入人口については、16.4%となっている。したがって10.9%が、隣接地域への従業・通学等によるため本市より流出していると考えられる。</p> <p>※ 平成22年「国勢調査(常住人口と昼間人口)」参考</p> 																																														
第1編 第4章 (4) P14	<p>(4) 道路の状況</p> <p>【明石市内道路種別現況】(2021年(令和3年)4月現在、延長：m)</p> <table border="1" data-bbox="241 1129 1131 1385"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>路線数</th> <th>実延長 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">国 道</td> <td rowspan="3">国管理分(3)</td> <td>2号(和坂交差点以東) 175号</td> <td>4,575</td> </tr> <tr> <td>28号</td> <td>2,365</td> </tr> <tr> <td>2号(和坂交差点以西)</td> <td>10,879</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県管理分(2)</td> <td>250号</td> <td>9,362</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>27,104</td> </tr> <tr> <td>県 道</td> <td>15</td> <td>35,129</td> </tr> <tr> <td>市 道</td> <td>3,190</td> <td>643,589</td> </tr> </tbody> </table>			路線数	実延長 (m)	国 道	国管理分(3)	2号(和坂交差点以東) 175号	4,575	28号	2,365	2号(和坂交差点以西)	10,879	県管理分(2)	250号	9,362	計	27,104	県 道	15	35,129	市 道	3,190	643,589	<p>(4) 道路の状況</p> <p>【明石市内道路種別現況】(平成27年4月現在、延長：m)</p> <table border="1" data-bbox="1205 1129 2094 1385"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>路線数</th> <th>実延長 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">国 道</td> <td rowspan="3">国管理分(3)</td> <td>2号(和坂交差点以東) 175号</td> <td>4,498</td> </tr> <tr> <td>28号</td> <td>2,365</td> </tr> <tr> <td>2号(和坂交差点以西)</td> <td>10,879</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県管理分(2)</td> <td>250号</td> <td>9,362</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>27,104</td> </tr> <tr> <td>県 道</td> <td>15</td> <td>35,129</td> </tr> <tr> <td>市 道</td> <td>2,922</td> <td>611,222</td> </tr> </tbody> </table>			路線数	実延長 (m)	国 道	国管理分(3)	2号(和坂交差点以東) 175号	4,498	28号	2,365	2号(和坂交差点以西)	10,879	県管理分(2)	250号	9,362	計	27,104	県 道	15	35,129	市 道	2,922	611,222
		路線数	実延長 (m)																																													
国 道	国管理分(3)	2号(和坂交差点以東) 175号	4,575																																													
		28号	2,365																																													
		2号(和坂交差点以西)	10,879																																													
	県管理分(2)	250号	9,362																																													
		計	27,104																																													
県 道	15	35,129																																														
市 道	3,190	643,589																																														
		路線数	実延長 (m)																																													
国 道	国管理分(3)	2号(和坂交差点以東) 175号	4,498																																													
		28号	2,365																																													
		2号(和坂交差点以西)	10,879																																													
	県管理分(2)	250号	9,362																																													
		計	27,104																																													
県 道	15	35,129																																														
市 道	2,922	611,222																																														

変更箇所	変更案	現行
第2編 第1章 第1 1 (2) P20	<p>(2) 24時間即応体制の確立</p> <p>① 即応体制の整備</p> <p>市は24時間即応可能な体制を確保するため、通常時は、消防局を通じて職員が速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制を維持する。情勢緊迫時は、職員により24時間即応可能な体制を整備する。</p> <p>② 消防局との連携強化</p> <p>消防局より市民等への初動連絡ができるよう、防災行政無線の遠隔操作機を消防局に設置する。</p>	<p>(2) 24時間即応体制の確立</p> <p>① 即応体制の整備</p> <p>市は24時間即応可能な体制を確保するため、通常時は、消防本部を通じて職員が速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制を維持する。情勢緊迫時は、職員により24時間即応可能な体制を整備する。</p> <p>② 消防本部との連携強化</p> <p>消防本部より市民等への初動連絡ができるよう、防災行政無線の遠隔操作機を常備消防本部に設置する。</p>
第2編 第1章 第1 2 P21	<p>(1) 消防局における体制</p> <p>消防局は、市における参集基準等と同様に、消防局における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防局における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。</p> <p>(2) 消防団の充実・活性化の推進等</p> <p>市は、消防団が避難市民等の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域の市民等の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。</p> <p>また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。</p> <p>さらに、市は、消防局における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。</p>	<p>(1) 消防本部における体制</p> <p>消防本部は、市における参集基準等と同様に、消防本部における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。</p> <p>(2) 消防団の充実・活性化の推進等</p> <p>市は、消防団が避難市民等の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域の市民等の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。</p> <p>また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。</p> <p>さらに、市は、消防本部における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。</p>
第2編 第1章 第2 3 (2) P23	<p>(2) 消防局の連携体制の整備</p> <p>市は、消防局の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。</p> <p>なお、消防応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。</p>	<p>(2) 消防本部の連携体制の整備</p> <p>市は、消防本部の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。</p> <p>なお、消防応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。</p>
第2編 第1章 第2 4 (2) P23	<p>(2) 医療機関との連携</p> <p>市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防局とともに、災害拠点病院、夜間休日急病センター、救急救命センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>	<p>(2) 医療機関との連携</p> <p>市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防本部とともに、災害拠点病院、夜間休日急病センター、救急救命センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>

変更箇所	変更案	現行
第2編 第1章 第4 2 (2) (3) (4) P27	<p>(2) 防災行政無線の維持・管理</p> <p>市は、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を、市民等に瞬時かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて、防災行政無線等により市民等に伝達できるよう維持・管理に努め必要に応じて整備を図る。</p> <p>(3) 市民等に対する情報伝達手段の整備</p> <p>(4) 市は、市民等に対する情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV等のメディアを活用したり、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力を得るなどして、多様な通信連絡手段の整備充実に努める。</p> <p>また、携帯電話、スマートフォンのメール機能を利用し、災害時等に緊急情報（地震情報、津波情報、気象情報）や避難情報を発信する「防災ネットあかし」「エリアメール・緊急速報メール」の利用促進を図る。</p> <p>(4) 県警察等との連携</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、市民等に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等（神戸海上保安部及び加古川海上保安署をいう。以下同じ。）との協力体制を構築する。</p>	<p>(2) 防災行政無線の維持・管理</p> <p>市は、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を、市民等に瞬時かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて、防災行政無線等により市民等に伝達できるよう維持・管理に努め必要に応じて整備を図る。 また、今後はデジタル化の推進を図る。</p> <p>(3) 市民等に対する情報伝達手段の整備</p> <p>市は、市民等に対する情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV等のメディアを活用したり、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力を得るなどして、多様な通信連絡手段の整備充実に努める。</p> <p>また、携帯電話のメール機能を利用し、災害時等に緊急情報（地震情報、津波情報、気象情報）や避難情報を発信する「防災ネットあかし」「エリアメール」の利用促進を図る。</p> <p>(4) 県警察等との連携</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、市民等に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等（神戸海上保安部及び東播磨海上保安署をいう。以下同じ。）との協力体制を構築する。</p>
第2編 第1章 第4 3 (1) P28	<p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は、避難市民等及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民等の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。</p>	<p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は、避難市民等及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民等の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。</p>
第2編 第1章 第5 2 (1) P31	<p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</p>	<p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携を図る。</p>

変更箇所	変更案	現行
第2編 第2章 1(3)① P33	<p>(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮</p> <p>① 避難支援のための体制等の検討</p> <p>明石市地域防災計画の援護部要配慮者対策班を基本に、避難行動要支援者を支援するための体制及び役割分担等を検討する。</p> <p>また、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。</p>	<p>③) 高齢者、障害者等への配慮</p> <p>① 避難支援のための体制等の検討</p> <p>明石市地域防災計画の要配慮者対策班を基本に、要配慮者を支援するための体制及び役割分担等を検討する。</p> <p>(新規)</p>
第2編 第2章 2 P34	<p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防局、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p> <p>(略)</p>	<p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防本部、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p> <p>(略)</p>
第2編 第2章 6 P35	<p>6 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により共有し、県と連携して市民等に周知する。</p> <p>(略)</p>	<p>6 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により共有し、県と連携して市民等に周知する。</p> <p>(略)</p>
第2編 第5章 2(3) P40	<p>(3) 市は、日本赤十字社、県、消防局などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。</p>	<p>(3) 市は、日本赤十字社、県、消防本部などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。</p>
第3編 第1章 1 P42	<p>1 危機管理対策本部等の設置</p> <p>市は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、「危機管理対策本部（本部長：市長）」又は「危機管理連絡会議（会長：副市長）」を、それぞれ以下の基準により設置する。</p> <p>なお、市民等からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するとともに、消防局においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。</p>	<p>1 危機管理対策本部等の設置</p> <p>市は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、「危機管理対策本部（本部長：市長）」又は「危機管理連絡会議（会長：副市長）」を、それぞれ以下の基準により設置する。</p> <p>なお、市民等からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するとともに、消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。</p>

変更箇所	変 更 案	現 行												
第 3 編 第 1 章 1 (1)③ P43	(略) イ 消防局に対しては、通信を確保のうえ迅速な情報の収集及び提供を行うとともに、必要な指示を行う。 ウ 現場の消防局による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。 (略)	(略) イ 消防本部に対しては、通信を確保のうえ迅速な情報の収集及び提供を行うとともに、必要な指示を行う。 ウ 現場の消防本部による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。 (略)												
第 3 編 第 2 章 1 (3) P47～48	(略) <table border="1" data-bbox="219 608 1151 778"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支 援 部</td> <td>(略) ⑥死体の収容、埋火葬等に関すること</td> </tr> <tr> <td>医 療 部</td> <td>①救護所の開閉に関すること ②医師会、市民病院、その他医療機関等との連携に関すること ③感染症対策に関すること</td> </tr> </tbody> </table> (略)	部	事務分掌	支 援 部	(略) ⑥死体の収容、埋火葬等に関すること	医 療 部	①救護所の開閉に関すること ②医師会、市民病院、その他医療機関等との連携に関すること ③感染症対策に関すること	(略) <table border="1" data-bbox="1182 608 2114 831"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支 援 部</td> <td>(略) ④救護所の開閉に関すること ⑦医師会、市民病院、その他医療機関等との連携に関すること ⑧感染症対策に関すること ⑨死体の収容、埋火葬等に関すること</td> </tr> <tr> <td>(新 規)</td> <td>(新規)</td> </tr> </tbody> </table> (略)	部	事務分掌	支 援 部	(略) ④救護所の開閉に関すること ⑦医師会、市民病院、その他医療機関等との連携に関すること ⑧感染症対策に関すること ⑨死体の収容、埋火葬等に関すること	(新 規)	(新規)
部	事務分掌													
支 援 部	(略) ⑥死体の収容、埋火葬等に関すること													
医 療 部	①救護所の開閉に関すること ②医師会、市民病院、その他医療機関等との連携に関すること ③感染症対策に関すること													
部	事務分掌													
支 援 部	(略) ④救護所の開閉に関すること ⑦医師会、市民病院、その他医療機関等との連携に関すること ⑧感染症対策に関すること ⑨死体の収容、埋火葬等に関すること													
(新 規)	(新規)													
第 3 編 第 2 章 1 (5) P49	(5) 現地調整所の設置 市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、避難誘導の実施などにおいて、現場における関係機関（県、消防局、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）市対策本部長が指名する者に関係機関との情報共有及び活動調整を行わせる。	(5) 現地調整所の設置 市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、避難誘導の実施などにおいて、現場における関係機関（県、消防本部、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）市対策本部長が指名する者に関係機関との情報共有及び活動調整を行わせる。												
第 3 編 第 2 章 3 (1) P52	(1) 情報通信手段の確保 市は、携帯電話、非常通信（簡易無線機）等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LG WAN（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。	(1) 情報通信手段の確保 市は、携帯電話、非常通信（簡易無線機）等の移動系通信回線若しくは、インターネット等の固定系通信回線の利用により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。												

変更箇所	変更案	現行
第3編 第3章 1 (2) P53	<p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</p>	<p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p>
第3編 第4章 2 (1) P59	<p>(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（E-m-n-e-t）、全国瞬時警報システム（J-A-L-E-R-T）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-A-L-E-R-T）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により行う。</p> <p>①～② （略）</p> <p>※ 全国瞬時警報システム（J-A-L-E-R-T）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（E-m-n-e-t）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</p>	<p>(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <p>①～② （略）</p>
第3編 第4章 第1 2 (2) P59	<p>(2) 市長は、消防局や消防団と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>（略）</p>	<p>(2) 市長は、消防本部や消防団と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>（略）</p>
第3編 第4章 第1 2 (4) P60	<p>(4) 市は、高齢者、障害者、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。</p> <p>また、総務部・援護部との連携の下で、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>①～④ （略）</p>	<p>(4) 市は、高齢者、障害者、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。</p> <p>また、総務部・援護部との連携の下で、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>①～④ （略）</p>
第3編 第4章 第2 2 (1) P62	<p>(1) 避難実施要領の策定</p> <p>市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防局、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。</p> <p>（略）</p>	<p>(1) 避難実施要領の策定</p> <p>市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防本部、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。</p> <p>（略）</p>

変更箇所	変更案	現行
第3編 第4章 第2 2(2)⑥ P64	⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定	⑥ 要配慮者の避難方法の決定
第3編 第4章 第2 2(3) P64	(3) 避難実施要領の内容の伝達等 (略) また、市長は直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、明石警察署長、神戸海上保安部長等（神戸海上保安部及び加古川海上保安署の長をいう。以下同じ。）及び自衛隊兵庫地方協力本部長等に通知する。さらに管轄する県地方対策本部長（東播磨県民局長）にも併せて通知する。 (略)	(3) 避難実施要領の内容の伝達等 (略) また、市長は直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、明石警察署長、神戸海上保安部長等（神戸海上保安部及び東播磨海上保安署の長をいう。以下同じ。）及び自衛隊兵庫地方協力本部長等に通知する。さらに管轄する県地方対策本部長（東播磨県民局長）にも併せて通知する。 (略)
第3編 第4章 第2 3 P65～68	(1) (略) (2) 消防局及び消防団の活動 消防局は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効に活用する。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難市民等の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。 (3) 避難誘導を行う関係機関との連携 市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員、消防局および消防団のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、明石警察署長、神戸海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難市民等の誘導を要請する。この場合において、市長は、その旨を知事に通知する。 (略) (4)～(5) (略) (6) 大規模集客施設等における避難 市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設 の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。 (7) 高齢者、障害者、乳幼児等への配慮 市長は、高齢者、障害者、乳幼児等の避難を万全に行うため、明石市地域防災計画における援護部要配慮者対策班を基本に避難行動要支援者を支援する体制を整備し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。 (略)	(1) (略) (2) 消防本部及び消防団の活動 消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な要配慮者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効に活用する。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難市民等の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。 (3) 避難誘導を行う関係機関との連携 市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員、消防本部および消防団のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、明石警察署長、神戸海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難市民等の誘導を要請する。この場合において、市長は、その旨を知事に通知する。 (略) (4)～(5) (略) (6) (新規) (6) 高齢者、障害者、乳幼児等への配慮 市長は、高齢者、障害者、乳幼児等の避難を万全に行うため、明石市地域防災計画における要配慮者対策班を基本に要配慮者を支援する体制を整備し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。 (略)

変更箇所	変更案	現行
第3編 第4章 第2 4(2)① P70	<p>① 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合においても、発射された段階で攻撃目標を特定することはきわめて困難であり、また、攻撃目標は、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の目的や意図等により変化するとともに、ミサイルの精度により、着弾地点は変化する。さらに、搭載された弾頭の種類により被害の程度や影響が大きく異なる。</p> <p>このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして対応を行うことを基本とする。</p>	<p>① 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合においても、発射された段階で攻撃目標を特定することはきわめて困難である。また、攻撃目標は、相手（国又は国に準じる者）の目的や意図により変化するとともに、ミサイルの精度により、着弾地点は変化する。さらに、搭載された弾頭の種類により被害の程度や影響が大きく異なる。</p> <p>このため、市域全域に着弾の可能性があり得るものとして対応を行うことを基本とする。</p>
第3編 第5章 4(2) P73～74	<p>① 炊き出しその他による食品の給与 （略） ア 市の備蓄食糧 ・アルファ化米 ・長期保存パン</p> <p>（略）</p> <p>② 飲料水の供給 （略） ア 運搬給水 水道部所管の全車両（四輪車33台）をもって活動にあたる。給水用として、給水車2台（3,000ℓ：1台、2,000ℓ：1台）、給水タンク5基（2,000ℓ：1基、1,000ℓ：4基）、ポリタンク、給水用ポリ袋及び給水バック製造機等により、被災者に対し供給する。 （略）</p>	<p>① 炊き出しその他による食品の給与 （略） ア 市の備蓄食糧 ・宇宙食 ・アルファ化米</p> <p>（略）</p> <p>② 飲料水の供給 （略） ア 運搬給水 水道部所管の全車両（四輪車33台）をもって活動にあたる。給水用として、給水車2台（タンク容量：3,000ℓ1台、2,000ℓ1台）、給水タンク7基（容量：2,000ℓ3基、1,000ℓ4基）、ポリタンク、給水用ポリ袋及び給水バック製造機等により、被災者に対し供給する。 （略）</p>
第3編 第5章 4(4)⑤ P76	<p>⑤ NBC攻撃の際に特に留意すべき事項 消防局は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送するなど、使用された化学剤の特性に応じた救急医療等を行うよう努める。</p>	<p>⑤ NBC攻撃の際に特に留意すべき事項 消防本部は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送するなど、使用された化学剤の特性に応じた救急医療等を行うよう努める。</p>
第3編 第5章 4(5) P76～77	<p>(5) 被災者の捜索及び救出 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。 市及び消防局は、次の措置を講ずる。 ① 市及び消防局は、職員を動員し、県警察等と連携して、負傷者等の捜索、救出活動を行う。 ② （略） ③ 市及び消防局は、被災市町からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。</p>	<p>(5) 被災者の捜索及び救出 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。 市及び消防本部は、次の措置を講ずる。 ① 市及び消防本部は、職員を動員し、県警察等と連携して、負傷者等の捜索、救出活動を行う。 ② （略） ③ 市及び消防本部は、被災市町からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。</p>

変更箇所	変更案	現行
第3編 第6章 2 P81	<p>2 県に対する報告</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムにより報告することとするが、同システムによる報告ができない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記録した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県へ送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p>2 県に対する報告</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムにより報告することとするが、同システムによる報告ができない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載し、電子メール、FAX等により県へ送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>
第3編 第7章 第2 1(3)① P85	<p>① 市長は、退避の指示を市民等に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防局、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。</p>	<p>① 市長は、退避の指示を市民等に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防本部、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。</p>
第3編 第7章 第2 2(2)③ P86	<p>③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防局等と連携して、車両及び市民等が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。</p>	<p>③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防本部等と連携して、車両及び市民等が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。</p>
第3編 第7章 第2 5 P87～88	<p>5 消防に関する措置等</p> <p>(1) 市が行う措置 市長は、消防局による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 消防局及び消防団の活動 消防局及び消防団は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民等を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。 この場合において、消防局は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 医療機関との連携 市長は、消防局とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。</p> <p>(8) 安全の確保 ① (略) ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防局、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。 ③ (略)</p>	<p>5 消防に関する措置等</p> <p>(1) 市が行う措置 市長は、消防本部による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 消防本部及び消防団の活動 消防本部及び消防団は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民等を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。 この場合において、消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 医療機関との連携 市長は、消防本部とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。</p> <p>(8) 安全の確保 ① (略) ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防本部、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。 ③ (略)</p>

変更箇所	変更案	現行
	<p>④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。</p> <p>⑤ (略)</p>
<p>第3編 第7章 第3 1 P89</p>	<p>1 生活関連等施設の安全確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防局による支援 消防局は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。</p> <p>(3) 市が管理する施設の安全の確保 市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。 この場合において、市は、必要に応じ、県警察、海上保安部等、消防局その他の行政機関に対し、支援を求める。 また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。</p>	<p>1 生活関連等施設の安全確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防本部による支援 消防本部は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。</p> <p>(3) 市が管理する施設の安全の確保 市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。 この場合において、市は、必要に応じ、県警察、海上保安部等、消防本部その他の行政機関に対し、支援を求める。 また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。</p>
<p>第3編 第7章 第4 1 (2) P91</p>	<p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</p> <p>① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣若しくは知事から通知を受けたときは、消防局その他の関係機関に連絡する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、消防局その他の関係機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。</p>	<p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</p> <p>① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は内閣総理大臣、原子力規制委員長、国土交通大臣若しくは知事から通知を受けたときは、消防本部その他の関係機関に連絡する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、消防本部その他の関係機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。</p>
<p>第3編 第7章 第4 2 (3) P93</p>	<p>(3) 関係機関との連携 市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防局、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。 (略)</p>	<p>(3) 関係機関との連携 市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防本部、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。 (略)</p>

変更箇所	変更案	現行
第3編 第7章 第4 2 (4) P93～94	<p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>参考【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】</p> <p>天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。</p> <p>このため、総合安全対策室においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、あかし保健所等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。</p>	<p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>参考【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】</p> <p>天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。</p> <p>このため、総合安全対策室においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部課等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。</p>
第3編 第8章 1 ② P96	<p>② 市は、情報収集に当たっては消防局、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防局は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。</p>	<p>② 市は、情報収集に当たっては消防本部、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防本部は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。</p>
第3編 第9章 2 (2)① P100	<p>① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>

変更箇所	変 更 案	現 行										
第 4 編 第 3 章 1 (1) P108	<p>【国と地方公共団体の費用分担】</p> <p>1 国が負担する費用</p> <p>① 市民の避難に関する措置に要する費用</p> <p>② 避難住民等の救援に関する措置に要する費用 (内閣総理大臣が定める程度、方法及び期間による救援に要する費用)</p> <p>③ 武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用</p> <p>④ 損失補償若しくは実費弁償、損害補償又は損失補てんに要する費用 (地方公共団体に故意又は重大な過失がある場合を除く。)</p> <p>⑤ 国が地方公共団体と共同して行う保護措置についての訓練に係る費用</p> <p>2 地方公共団体が負担する費用</p> <p>① 地方公共団体の職員の給料及び扶養手当その他政令で定める手当 (調整手当、住居手当、通勤手当その他の手当)</p> <p>※ 保護措置に係る職務を行う職員の特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び武力攻撃災害派遣手当は国が負担</p> <p>② 地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用で政令で定めるもの (消耗品費、通信費その他の費用)</p> <p>③ 地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用で政令で定めるもの (当該施設の維持管理に通常要すると認められる費用)</p>	<p>(新規)</p>										
第 5 編 2 P111	<p>【本計画における主な用語の読み替え】</p> <table border="1" data-bbox="241 906 853 1050"> <tr> <td>武力攻撃時事態等</td> <td>緊急対処事態</td> </tr> <tr> <td>保護措置</td> <td>緊急対処保護措置</td> </tr> <tr> <td>国民保護対策本部（長）</td> <td>緊急対処事態対策本部（長）</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃</td> <td>緊急対処事態における攻撃</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害</td> <td>緊急対処事態における災害</td> </tr> </table>	武力攻撃時事態等	緊急対処事態	保護措置	緊急対処保護措置	国民保護対策本部（長）	緊急対処事態対策本部（長）	武力攻撃	緊急対処事態における攻撃	武力攻撃災害	緊急対処事態における災害	<p>(新規)</p>
武力攻撃時事態等	緊急対処事態											
保護措置	緊急対処保護措置											
国民保護対策本部（長）	緊急対処事態対策本部（長）											
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃											
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害											

総務常任委員会資料
2021年(令和3年)9月22日
総務局財務室財務担当

新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金の令和3年度の運用について

新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金の令和3年度の運用については、以下のとおり、9月議会で提案する補正予算に基金への積立金を計上し、基金への積み立てを行った後、3月議会で提案する補正予算に基金からの繰入金を計上するとともに、各事業への活用予定を報告いたします。

なお、最終的な活用結果については、出納整理期間後の令和4年6月議会での報告を予定しています。

○あかし支え合い基金の令和3年度の運用の流れ

令和3年9月議会	<ul style="list-style-type: none"> 補正予算(歳出)に基金積立金 110,000 千円を計上 補正予算(歳入)に寄附金 10,000 千円(通常寄附分)を計上 (歳入ふるさと納税分は当初予算で計上済み)
令和3年10月	<ul style="list-style-type: none"> 4～9月分の寄附受入額を基金に積み立て
令和4年1月	<ul style="list-style-type: none"> 10～12月分の寄附受入額を基金に積み立て
令和4年3月議会	<ul style="list-style-type: none"> 補正予算(歳入)に基金からの繰入金を計上 基金からの繰入金の各事業への活用予定を報告
令和4年3月末	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度中の寄附金額確定
令和4年4月	<ul style="list-style-type: none"> 1～3月分の寄附受入額を基金に積み立て
令和4年5月	<ul style="list-style-type: none"> 基金の取崩し(基金からの繰り入れ)の実施
令和4年6月議会	<ul style="list-style-type: none"> 各事業への活用結果を報告

【参考】あかし支え合い寄附金の受入状況(令和3年9月16日現在)

区分	件数	金額
ふるさと納税としての寄附	1,545件	33,435,000円
通常の寄附	20件	3,511,500円
合計	1,565件	36,946,500円

議案第73号関連資料

明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例制定のこと

1 制定の目的

本市がこれまで「誰一人取り残さない やさしいまち」を掲げて推進してきたインクルーシブなまちづくりを踏まえて、優生上の理由により強制的に不妊・中絶手術を受けた、旧優生保護法の被害者である市民に寄り添い、差別を許さないまちづくりをさらに推進するために、新たに「明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例」を制定しようとするものです。

2 条例の要旨

- ・被害者等に寄り添った相談支援、情報提供、調査への協力等を行う。
- ・支援金の対象は、不妊手術・中絶手術を受けた本人とその配偶者である明石市民とする。ただし令和3年7月1日から条例施行日まで引き続き市民である者に限る。
- ・支援金の金額は1人300万円とする。
- ・支援金の支給に当たっては、外部委員（有識者、当事者、弁護士等）による審査を実施し、適正な支給に努める。

3 検討の経過

条例の検討にあたっては、障害のある当事者や学識経験者等をアドバイザーに委嘱して意見交換等を実施し、具体的なニーズや施策のあり方等についてアドバイスをいただき、論点を整理しました。またパブリックコメントを実施し、市民等の声をしっかりと聞きながら条例案を取りまとめました。

4 パブリックコメントの実施結果

- (1) 実施期間 2021年8月15日(日)～29日(日)
- (2) 意見総数 260件 すべて賛成意見(うち明石市民 40件)
- (3) 主な意見 別紙のとおり

5 施行期日

2021年(令和3年)10月1日

「明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例（素案）」に対する
パブリックコメント（結果）

（１）実施期間 2021年8月15日（日）～29日（日）

（２）意見総数 260件 すべて賛成意見
（うち兵庫県民 189件 うち明石市民 40件）

（３）意見が多かった項目

明石市の共生のまちづくり等に賛同する声	130
対象者（中絶手術・配偶者を含む）を肯定する声	67
支援金の支給に賛同する声	37
条例の早期制定を望む声	25
市民等の役割・理解促進を評価する声	21
その他条例の内容について	34

（４）主な意見内容（抜粋）

子どもを産む権利を奪われ、辛く悔しい思いに耐えて生きて来られた被害者の立場に立って、明石市が被害者支援の取り組みをされることに心から賛同します。
当施設利用者にも優生保護法によって強制不妊手術を受けた方々がいらっしゃいました。すでに永眠されてしまった方もいますので、早くすすめてほしいです。
明石市の条例の成立が国の一時金支給法の見直しの後押しとなり1人でも多くの被害者が声をあげられるようぜひとも条例を早期に成立してください。
全国でもいち早くこの問題に真摯に取り組まれることは誇りでもあります。
条例案はすばらしいと思っているのですが、損害を受けた方々は高齢の方も多く、亡くなられた方も多くいると聞いています。この条例を一日でも早く通していただいて早く被害者が救済されることを祈っています。
明石市は「障害があってもなくても、だれ一人取り残さない共生のまちづくり」を掲げておられ、少しずつ変わってきたことを実感しています。未来に向けて発展していくことも大切だと思いますが、今を作ってこられた先人の方々の救済なくしては、これからの発展にはつながらないと思います。
優生保護法の被害を初めて知りました。心が締め付けられる思いです。もし、自分が、もし、自分の子どもが、もし、自分の孫が、と思う気持ちや想像力があり、人の気持ちに寄り添える人なら、賛成以外の答えはないと思います。
障害があることが不幸で不良だと決めつけ、説明も同意もなく、体にメスを入れ子

供を持つ権利を国が奪ってきたこと、そして兵庫県では「不幸な子供の生まれない運動」としてその法律を先導していた事実は、決して許されることではないと思います。明石市のこの条例案は、強制不妊手術を国、行政が行った被害だと認め、その被害にあった方々を救済し、人権の回復と復権に真摯に向き合うものだと思います。障害者問題だけに限らず、人権を護れない社会は、だれも望んでいないはずで。昨今、繰り返されている差別発言や優生思想は、国や行政が差別や優生思想を許さない姿勢を明確に示さないことから生まれていると思います。優生思想、差別思想の撤廃の大事な一步を明石市から始められることに大きな期待しています。

負の歴史に学び、優生思想の過ちを正さなければ、また同じ過ちを繰り返します。明石市を含む兵庫県は、かつて「不幸な子どもの生まれない運動」に取り組んでいた歴史があります。その点からも、貴明石市のこの度の「優生保護法支援条例」は、意義ある条例であると思います。

「だれ一人取り残さない共生のまちづくり」と言った文言はよく見かけるが、具体的な課題のある対象者を自治体が支援することは、非常にいいことだと思う。

優生保護法による被害を過去の話だから仕方なかったとして見過ごすことは、「共生」とは相容れないものだと思います。現に、優生思想は市民の生活の中に根深く存在し、共生のまちづくりの実現を妨げているのではないのでしょうか。この条例の制定は、全国の共生のまちづくりを推進する歴史的な一步になると思っています。

この条例が成立することは、被害者を救うだけでなく、優生保護法があったことで現在もなお根深く残る差別や偏見や虐待の下になる優生思想を見直すことにもつながっていきます。このことは、障害のある人達だけでなく、現在の社会で生きにくいと感じている人も含めて誰にとっても優しい明石市にしていくんだという大きなメッセージになっていくと思います。

神戸の間こえない方も旧優生保護法の犠牲者で裁判を戦っていましたが、昨年亡くなりました。さぞ無念だったと思います。明石市でこのような被害者救済の条例ができると聞き、大変嬉しく、一縷の光が差したような気がしました。

一番手厚い支援が必要な人に届くまちづくりは、誰もがくらしやすいまちづくりにつながると思います。こんなことは二度とあってはならないという明石市からの社会への発信だと思うとうれしいです。

何より優生保護法は間違っていると自治体が表明する意義は大きいです。

優生保護法の裁判に何度か参加し、原告の意見陳述を聞くたびに涙が止まりません。「子供がほしかった」「なぜできないのだろう」という結婚後の人生。何も知らなかった子供の頃に不妊手術をされた事実を最近知る事となった二重の苦しみ。障害があってもいきいきと生活ができるようにしていくのが、国や県、市の仕事であると思います。

本当はどの自治体でもこうした取り組みがされていく必要があると思います。進歩的な施策で注目を集めている明石市が全国に先駆けてこうした取り組みをすることは、多くの人を知るという意味でとても大きな意義があると思います。

ハンセン病訴訟に長く取り組んできた弁護士です。日本には、このような条例を作成しようとする自治体もあるのかと感動しています。ご承知の通り、被害を受けた方たちがさまざまな困難を乗り越えてやっとたどり着いた違憲国賠訴訟において、時間の経過を理由にしての除斥期間適用による原告らの敗訴判決が続いています。この優生保護法による優生手術を承認した各都道府県における優生保護審査会の委員には裁判官が参加していたのであり、自分たち司法の加害責任を全く顧みない不当判決というほかはありません。こうした司法による無責任な対応と対比したとき、独自に被害者に対する支援を行うだけでなく、その尊厳回復のための諸施策を市や市民に義務付けようとする今回の条例案は、まさに画期的なものであり、一人一人の市民を大切にしたい街づくりを推進される明石市の基本姿勢を見事に体現するものだと思います。

「子供を産んだらだめと言われた。」「生まれた子は親類に養子に出された。」差別を許し、手術を合法とした背景に「旧優生保護法」があったことが分かったのはついこのあいだ。二重の意味で傷ついた被害者に寄り添う条例になってほしいと思います。

明石市の条例は市民はもちろん、優生保護法によってつらい現実がいまなお向き合っている方々の光になると考えますし、市民にとっても誇れる条例となると思います。

当条例の施行により、旧法による処置によって苦しみ続けている人たちが、少しでも社会に見捨てられていないことを自覚でき、また自らを責め続ける気持ちが軽減されることを願います。

被害者の生活環境により近い自治体がその問題を見つめ、根本的なところから一緒に取り組んでいこうとする姿勢はとても励まされるものです。

このことは障害者だけの問題ではなく、今を生きる私たちすべてにかかわることと覚えてなりません。

明石市として何を大事にするのかを明石市民に示すことに留まらず、全国、そして国や国会、司法の場にも大きなメッセージとなるものと信じます。

前文は、被害者に対し真摯な姿勢をみせ、兵庫県の「不幸な子どもの生まれない運動」の唱導を反省した上で、「二度と繰り返すことのないよう、優生思想と向き合う決意を新たに」する強い意志が書かれています。基本理念と合わせ、市民や社会に対するメッセージとして発信されることで、優生保護法問題だけにとどまらず、未来への障害者施策の礎となる考えを表明されることになると思います。

<p>人工妊娠中絶まで対象にしていることや、手術を受けた人の配偶者もカバーしている点が非常に優れています。また、一時金支給法の請求期間を5年としているのに対して請求期限なしとしていることも大事なポイントです。裁判では除斥期間を理由にして被害にあわれた方の訴えにこたえようとしていません。障害があることで情報にアクセスできないことや理解に困難さがあることを考慮していません。支援金の支給期限を設けないというのは合理的配慮をしていると考えます。</p>
<p>本人だけでなく配偶者にも支給する事は良いと思います。子供を産み育てることができない苦しみは、夫婦共通のものだと思うからです。</p>
<p>2(2)③の「婚姻関係にあった者に限る」とありますが、婚姻以前に知らぬ間に不妊手術をさせられたり結婚に至らなかったり離婚させられたり、それらのことにショックや精神的苦痛を受け、独身のままというケースもお聞きします。そのような人たちにも相談に来られた際は、救いの手を差しのべていただけたらと思います。</p>
<p>300万円の支援金も被害者にとって大きな支えになると思います。</p>
<p>1人300万円は安いぐらいと思いましたが、まずここから始めても良いのかも。</p>
<p>支援金の300万円は妥当と思います。</p>
<p>被害者救済について：自ら声を挙げる事ができない、またこのような動きを情報がないゆえに知らない被害者の方々はまだまだたくさんおられます。そういった方々への情報提供・支援方法のご検討もお願いしたいです。</p>
<p>同意なしに行われた中絶、不妊手術の人たちの苦しみに対して、除斥期間は必要ない。</p>
<p>請求期限がないなど、明石市が障害がある人も安心して暮らしていける町、まさに「誰一人取り残さない やさしいまち」なのだと思います。</p>
<p>市民への理解促進、啓発という、過去だけでなく、未来に向けてもこの事実を社会で共有する観点がすばらしいと感じましたし、他の自治体でもこのような取り組みがなされたらと思います。</p>
<p>5 市民の役割にある、「旧優生保護法被害者が受けた被害やどってきた歴史に対する理解を深める」ために啓発、情報発信をお願いします。</p>
<p>決してひと事ではないということを啓発してほしい。「自分の子供は五体満足で産まれた」から関係ないということではないことを知ってもらいたい。</p>
<p>支援金の支給に止まらず、被害調査や市民等への理解促進のための施策を推進するとしている点も、自治体としての決意と熱意を感じます。</p>

令和2年度 ふるさと納税実績報告について

本市の令和2年度のふるさと納税については、応援プランに「新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金」を追加したことに加え、返礼品の拡充等を行った結果、寄附の受入件数及び金額ともに、前年度比約 1.5 倍の増加となりました。歳入歳出の実質収支につきましても、2年連続で黒字を維持しております。

また、令和2年11月から企業版ふるさと納税を導入し、制度の拡充を図ったところです。

1. 令和2年度の取り組み内容

- (1) 応援プランの新規追加(新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金)
- (2) 返礼品の拡充(令和2年度当初 333種類→現在478種類)
- (3) 納税受付サイトの追加(「ふるさとチョイス」、「楽天」に加え「ふるなび」を追加)

2. 令和2年度実績 [寄附入金額:当初目標額 240,000 千円]

- (1) 412,059,000円(17,232件) *前年度比146.6%(146.0%)

月別実績推移

<千円>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H30	10	52	60	3,830	4,940	5,505	10,635	17,253	44,608	4,465	4,575	6,893	102,826
R元	8,125	12,310	7,865	5,340	8,680	14,415	20,435	48,740	117,938	9,090	12,445	15,725	281,108
R2	16,542	17,903	15,498	18,659	15,420	24,119	29,672	64,534	148,028	18,106	18,798	24,780	412,059
R3	23,749	22,697	22,143	21,855	23,387								113,831

- (2) 市内外の実績 ※国の制度改正により令和元年度より市民への返礼品の提供中止

	市 民		市 民 以 外 の 人	
	受入件数	受入額(千円)	受入件数	受入額(千円)
平成30年度	388件	13,426	4,438件	89,400
令和元年度	14件	470	11,790件	280,638
令和2年度	52件	2,144	17,180件	409,915

3. 令和2年度の収支状況 ※市民から市外等へ寄附をした額の 3/4 を交付金算入額として試算

(明石市への寄附) (市民から市外等への寄附) (交付金算入額) (収支)

412,059千円 - 625,934千円 + 469,450千円 = 255,575千円

※ (収支) (令和2年度 歳出:返礼品等経費) (経費を差し引いた実質収支)

255,575千円 - 193,072千円 = 62,503千円(前年度比 388%)

【参考】 過去3年間の収支の推移(千円)

	明石市への寄附	市民から市外等への寄附	交付金算入額	収支	実質収支
平成30年度	102,826	472,098	354,074	▲15,198	▲70,873
令和元年度	281,108	515,090	386,318	152,336	16,118
令和2年度	412,059	625,934	469,450	255,575	62,503

4. 応援プラン別実績

	応援プラン	件数	寄附額
1	新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金	5,701	132,676,000円
2	明石の子育てを応援	4,558	115,033,000円
3	市長(自治体)におまかせ	3,708	88,251,000円
4	明石ダコの保護	1,360	31,770,000円
5	明石のやさしいまちづくりを応援	1,173	26,536,000円
6	明石商業高校に熱い応援を!	292	7,782,000円
7	明石のたからもの応援	291	6,335,000円
8	本のまち明石を応援	149	3,676,000円
	合計	17,232	412,059,000円

5. 返礼品金額 TOP10 *478商品 104事業者

1位	パンパース「肌いち」8パック(パンツ L)	6位	パンパース「肌いち」8パック(パンツ M)
2位	パンパース「肌いち」4パック(パンツ L)	7位	パンパース「肌いち」4パック(テープ S)
3位	トレイルミックスナッツ	8位	パンパース「肌いち」4パック(テープ M)
4位	パンパース「肌いち」4パック(パンツ M)	9位	ミックスナッツ23g×55袋
5位	ミックスナッツ塩味 500g×4個	10位	パンパース「肌いち」8パック(パンツビッグ)

6. 今年度の取り組み

今年度につきましては、納税受付サイト(セゾンのふるさと納税)の追加、地元企業との連携によるさらなる返礼品の拡充を図り、様々な機会を捉えて本市の情報発信に努めます。

7. 企業版ふるさと納税について

企業版ふるさと納税は、民間企業等が本社所在地以外の自治体に寄附をした場合に、税制上の優遇制度(最大寄附額の約9割控除)が受けられるもので、実質寄附額の約1割の企業負担で地方創生の取組を応援できる制度です。

(1) 令和2年度実績

企業名	本社所在地	寄附金額	寄附事業
信金中央金庫	東京都中央区	1,000万円	明石まちなか図書館事業(日新信用金庫との連携)

(2) 今年度の取り組み

まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる本市の重要事業等に係る民間資金の活用、及び官民連携によるパートナーシップの取り組みの一環として、企業版ふるさと納税のさらなる活用を図るため、明石商工会議所やふるさと納税で得た市内企業とのつながりを通じて、当該制度のPRを行い、寄附金額の増加はもとより、市事業への支援・連携企業の増加に取り組みます。

【参考】令和2年度ふるさと納税寄附金 充当先事業等一覧

単位：千円

	項目名	充当事業名称	担当課	総事業費	充当対象 事業費	国県等 その他 特定財源	ふるさと 納税 寄附金	一般財源
1	新型コロナウイルス 感染症あかし 支え合い基金	2021年(令和3年)6月18日提出要求 総務常任委員会資料「あかし支え合い 寄附金活用事業について」のとおり		3,447,749	3,447,749	3,283,018	120,000	44,731
		新型コロナウイルス感染症 あかし支え合い基金積立金	財務担当	61,305	61,305	24,038	12,676	24,591
2	明石の子育てを応援	こども基金運用事業	子育て支援課	4,076	4,000	2,758	132	1,110
		こども医療費助成事業	児童福祉課	1,185,652	1,136,664	58,784	114,901	962,979
3	市長(自治体)に おまかせ	(目)児童福祉総務費	こども局全般	2,484,825	152,088	35,522	88,251	28,315
4	明石ダコの保護	水産一般振興事業	農水産課	49,309	49,233	0	29,262	19,971
		栽培漁業推進事業	農水産課	4,220	4,220	0	2,508	1,712
5	明石のやさしい まちづくりを応援	(目)社会福祉総務費	福祉局全般	8,450,501	221,463	40,635	22,576	158,252
		あかし動物センター 管理運営事業	あかし動物 センター	39,668	32,042	319	3,960	27,763
6	明石商業高校に 熱い応援を！	明石商業高等学校 管理事業	明石商業高等 学校事務局	72,917	62,890	5,626	7,782	49,482
7	明石のたからもの 応援	天文科学館施設 維持管理事業	天文科学館	85,810	63,490	0	6,335	57,155
8	本のまち明石を 応援	本のまち明石推進事業	本のまち推進室	1,453	1,423	119	13	1,291
		図書館運営事業	本のまち推進室	375,763	375,763	1,969	3,663	370,131
計				16,263,248	5,612,330	3,452,788	412,059	1,747,483

※ 充当対象事業費は、各事業の総事業費のうち下記の性質に該当する事業費です。

新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金：歳出総額 こども基金運用事業：積立金

こども医療費助成事業：扶助費 水産一般振興事業：物件費、補助費等 その他の事業：物件費

日本標準時制定 135 周年記念事業の実施状況について

1 概要

日本標準時制定 135 周年記念事業については、コロナ禍にあっても、市民に明るい話題を提供し、まちへの愛着を高めるとともに、明石市の魅力を全国に発信することを目的として、感染防止の徹底を図るとともに、オンラインによる積極的な情報発信を行いました。

2 主な取り組み

1) プラネタリウム・特別展

イベント等においては、プラネタリウム番組「時報の出るまで」、特別展「たのしい時計展」を実施しました。

2) オンライン・イベント

YouTube によりオンラインによるイベントを実施しました。

① スーパームーン皆既月食中継 5月26日

天文科学館観測室より皆既月食の中継を行いました。



② 時の記念日ライブ配信 6月10日

CGデザイナー岡本晃氏制作の天文科学館変形ロボット「シゴセンオー」を「あかし時のまち大使」に任命し、CG合成した任命式の様子を動画配信しました。あわせて、時計学校の講師により機械式時計の組み立ての実演を配信しました。



③ 日本標準時 135 周年イベント 7月10日

日本標準時を発信する情報通信研究機構との連携による原子時計の交換展示紹介、シゴセンジャーが市内の子午線標識を巡る中継、東経 135 度子午線が通る各市や全国の子午線モニュメント、市民から募集した「135」にちなんだ写真、放送局や鉄道事業者の時間管理の紹介など 135 分のライブ配信を行いました。



3) 山陽電車とのコラボレーション事業(①・③・④は7月3日～9月30日に実施)

① コラボ列車シゴセンゴーの運行

135周年記念ロゴのヘッドマークや車内吊り、シゴセンオーのドア横ステッカーで装飾された列車を運行しています。

② シゴセンオーの人丸前駅名誉駅長就任

「あかし時のまち大使」シゴセンオーが7月2日に名誉駅長に就任し、人丸前駅に記念の看板を設置しました。



③ 「明石市立天文科学館きっぷ」発売

人丸前駅・山陽明石駅までの往復乗車券と天文科学館観覧券・オリジナルグッズ引換券がセットになったお得なきっぷを発売しています。

④ デジタルスタンプラリーの実施等

市内の日本標準時子午線のモニュメントをめぐるスマートフォンを利用したスタンプラリーを実施しています。その他、ぬり絵などの子どもたち向け企画を実施しています。

4) オリジナルグッズの作成

記念グッズとして、オリジナルロゴがデザインされたポロシャツ・エコバック・サコッシュ、135mm定規、キーケース、クリアボトルを制作しました。



3 今後の取り組み

前年度実施予定だったプラネタリウム投影機のオーバーホールについては、コロナ禍により延期となったため、今年の11月16日から12月19日の日程で行う予定です。

2年後の2023年はプラネタリウムが発明されて100年となることから、歴史あるプラネタリウムの魅力を通じて、日本全国・世界への発信につなげたいと考えています。

また、JAXAの協力により、小惑星探査機はやぶさ2の帰還カプセル実物を2022年(令和4年)1月21日から25日の5日間の日程で展示を行う予定です。

今後、万全の感染対策を行いながら、市民が、時や宇宙への関心を高め・学ぶ機会を提供するとともに、時のまち明石の積極的な発信に努めていきます。



総務常任委員会資料
2021年（令和3年）9月22日
政策局SDGs推進室

生理用品サポート事業の取組状況について

生理用品サポート事業「きんもくせいプロジェクト」の取組状況等について報告します。

1 学校のトイレに生理用品を配備するモデル事業について

本市において生理用品サポート事業を実施していく中で、児童生徒が生理用品の相談を先生にすることは、心理的負担が大きいとの声を踏まえ、さらなる児童生徒へ寄り添った支援につなげるため、次のとおり学校のトイレに生理用品を配備するモデル事業を実施しました。

(1) モデル事業の概要

児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校の女子トイレに生理用品を配備し、生理用品をいつでも入手できる環境を整えます。

(2) 実施場所

明石商業高等学校の女子トイレ個室（全45室）

(3) 実施期間

令和3年7月1日（木）～20日（火） ※2学期以降も延長して実施中

(4) 生理用品の使用個数

151個

(5) アンケートの集計結果

資料1のとおり

(6) 所見

① モデル事業の期間が短く生理用品を使用する機会がなかった生徒が多かったこと、また、児童生徒や先生等の現場の意見を十分に聞いた上で課題整理や事業の見直しを行うためには、期間を延長し、さらに検証していく必要があると考えます。

② 生徒からの「生理用品を教室から持ち出しにくい」との意見から、生理用品の入手が困難という理由以外にも、学校のトイレに生理用品を配備し、いつでも入手できる環境を整備することに、一定のニーズがあるものと考えます。

(7) 今後の取り組みについて

今回のモデル事業の実施状況を踏まえ、次のとおりモデル事業の実施範囲を拡大し更なる検証を行います。

① 明石商業高等学校でのモデル事業を2学期以降も継続して実施します。

② 高丘小中一貫教育校においても同様のモデル事業を実施します。

（現在、衛生面を十分に考慮した実施方法等について、対象校との調整を行っています。準備が整い次第、モデル事業を開始する予定です。）

2 きんもくせいプロジェクトへの寄附・寄贈について

本事業の趣旨に賛同する市民や企業等からきんもくせいプロジェクトに対し、次のような寄附・寄贈がありましたので報告いたします。

(1) 株式会社アーサ

寄附金額 金50,000円(2021年8月27日受領)

(2) 匿名の市民

寄附金額 金50,000円(2021年7月11日受領)

(3) 複数の市民

寄贈内容 生理用ナプキン昼用57袋、夜用9袋、その他生理用品

3 相談窓口別配付状況(4/1~8/31)

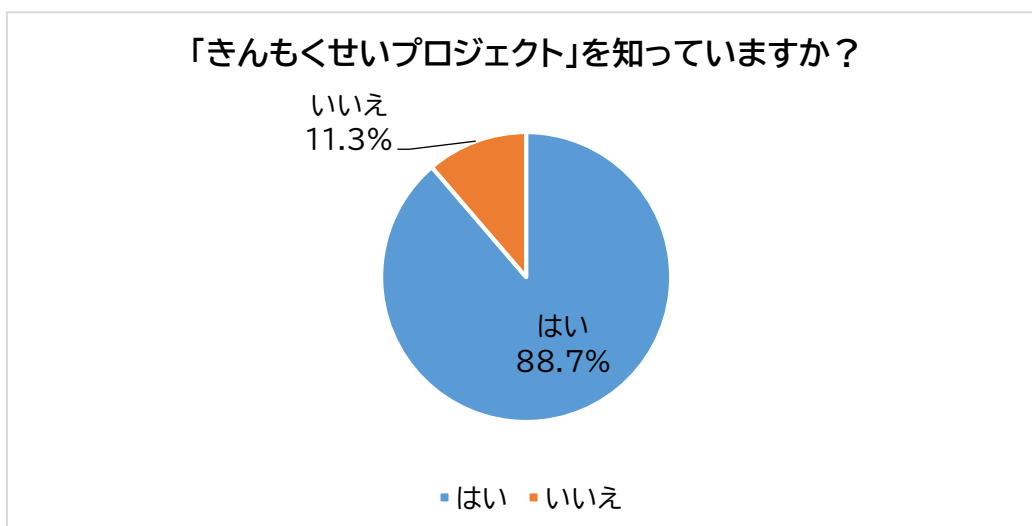
相談窓口		配付実績内訳等					配付数
4月1日 スタート	学校	小学校・養護学校 36	中学校 25	高校 6		67	
	明石こどもセンター	来所時に配付 81		訪問時に配付 33		114	
	AKASHIユーススペース	小学生 2	中学生 22	高校生 13	大学生等 43	一般 36	116
	あかし男女共同参画センター	19歳以下 25	20歳代 28	30歳代 57	40歳代 83	50歳以上 20	213
5月1日 拡充	きんもくせい相談窓口 (生活再建支援) DVセンター 母子父子自立支援 ひきこもり相談等	19歳以下 4	20歳代 8	30歳代 6	40歳代 11	50歳以上 4	33
	こども食堂	こども財団から、各こども食堂運営者に連絡					19
配付合計						562	

明石商業高校のモデル事業に関するアンケート調査の結果について
(学校のトイレに生理用品を配備するモデル事業)

- 対象者:明石商業高等学校女子生徒
- 事業期間:令和3年7月1日~20日
- 調査日:令和3年7月20日
- 回答数:443人(1年生 146人、2年生 151人、3年生 146人)
- 使用個数:151個

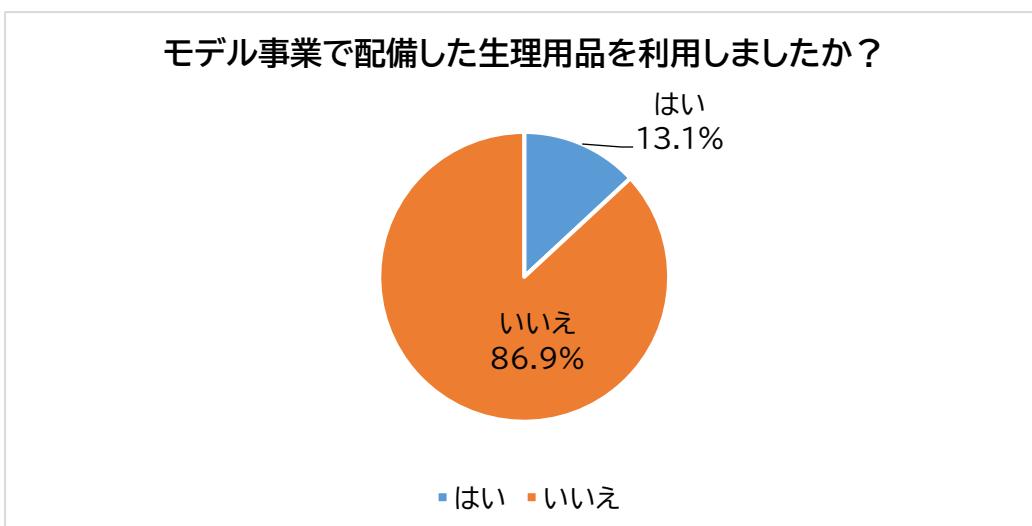
Q1 あなたは、明石市が実施している「きんもくせいプロジェクト」を知っていますか？

	人	%
はい	393	88.7%
いいえ	50	11.3%
合計	443	100.0%



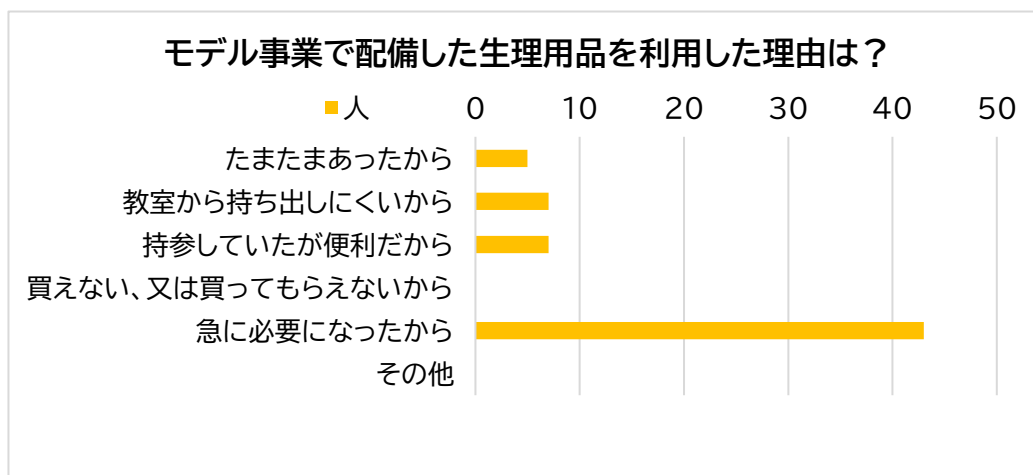
Q2 あなたは、今回のモデル事業で配備した生理用品を利用しましたか？

	人	%
はい	58	13.1%
いいえ	385	86.9%
合計	443	100.0%



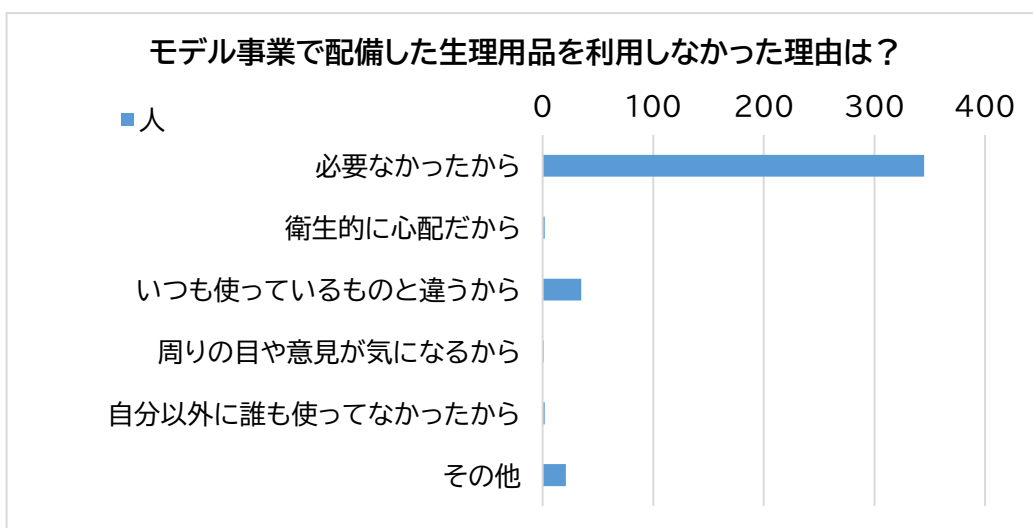
Q3 Q2で「はい」と答えた方におたずねします。それはどのような理由ですか？(複数回答可)

	人	%
たまたまあったから	5	8.1%
教室から持ち出しにくいから	7	11.3%
持参していたが便利だから	7	11.3%
買えない、又は買ってもらえないから	0	0.0%
急に必要になったから	43	69.3%
その他	0	0.0%
合計	62	100.0%



Q4 Q2で「いいえ」と答えた方におたずねします。それはどんな理由ですか？(複数回答可)

	人	%
必要なかったから	345	85.0%
衛生的に心配だから	2	0.5%
いつも使っているものと違うから	35	8.6%
周りの目や意見が気になるから	1	0.2%
自分以外に誰も使ってなかったから	2	0.5%
その他	21	5.2%
合計	406	100.0%

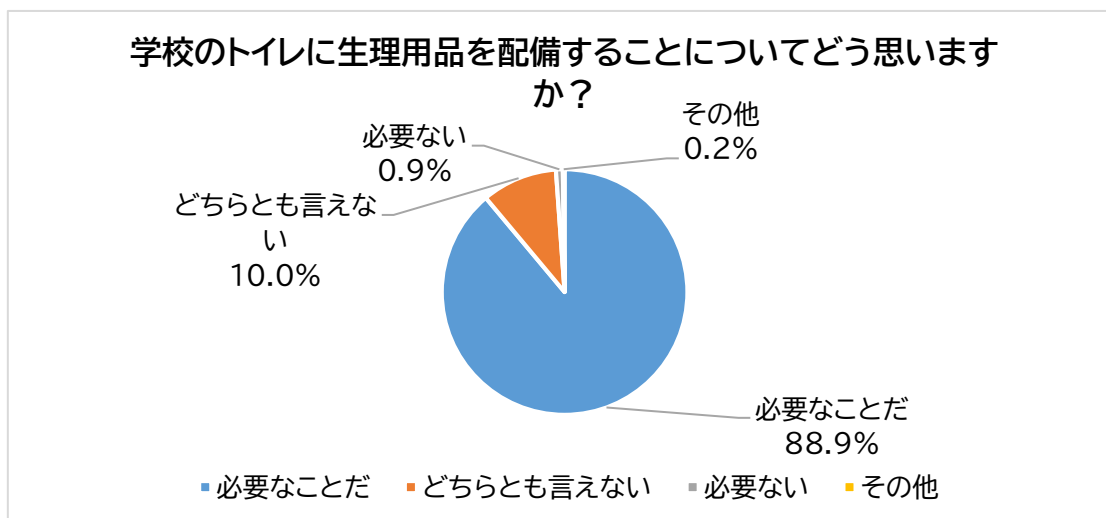


【その他の意見】

- ・トイレを使っていない
- ・持参していたから
- ・必要としている人が使うべきだから
- ・生理がきていない
- ・生理を止めているから
- ・使うタイミングではなかった

Q5 学校のトイレに生理用品を配備することについてどう思いますか？

	人	%
必要なことだ	393	88.9%
どちらとも言えない	44	10.0%
必要ない	4	0.9%
その他	1	0.2%
合計	442	100.0%



【その他の意見】

- ・必要だと思うが盗難などが心配だ

Q6 学校のトイレに生理用品を配備することを続ける場合に改善や工夫をした方がよいと思うところがあれば聞かせてください。

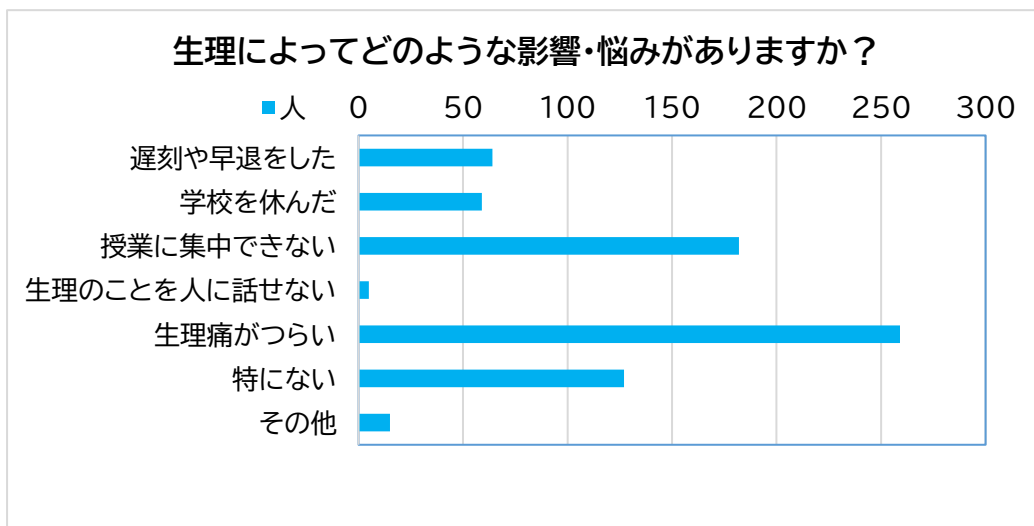
【意見等】

- ・(生理用品をトイレに)配備するべき
- ・数を増やして欲しい
- ・個室にすこしずつ置いておく(方法はよかった)
- ・無くならないようにすること
- ・いろいろな種類を置く / 夜用、多い日用、スポーツ用、羽つきタイプ
- ・大ききを変える / サイズが小さい / もっと分厚いものがよい
- ・タンポンが欲しい
- ・生理用品の自販機をつけて欲しい
- ・生理の腹痛の時飲める薬もあったら嬉しい
- ・置く場所・置き方に配慮(衛生面、見えないように、わかりやすく)
- ・トイレをきれいにすべきだ(汚いと使う気になれない)

Q7 生理によってどのような影響・悩みがありますか教えてください。

回答数:443人

	人	%	回答数に占める割合
遅刻や早退をした	64	9.0%	14%
学校を休んだ	59	8.3%	13%
授業に集中できない	182	25.6%	41%
生理のことを人に話せない	5	0.7%	1%
生理痛が辛い	259	36.4%	58%
特にない	127	17.9%	29%
その他	15	2.1%	3%
合計	711	100.0%	



【その他の意見】

- ・部活を休んだ / 部活が休めない / 部活がしんどい
- ・腹痛や腰痛になるときが多数ある
- ・体育で走る時しんどい / 体育の立ったり座ったりがしんどい
- ・ストレス / イライラする / 情緒不安定 / 感情のコントロールができない
- ・学校がイヤになる
- ・動きたくない / 寝ていたい / 身体がだるい
- ・何回もトイレに行かなければいけない
- ・ナプキンを変えるとき時間がかかる
- ・眠くなる / 眠くないのに眠ってしまう
- ・PMSが辛い
- ・少し熱が出る

Q8 生理や生理用品のことで、何かご意見があれば聞かせてください。

【意見等】

- ・もし持ってなかったときでも、あったらとても便利
- ・とても便利だから続けて欲しい
- ・サイズが小さい / 羽付きも置いて欲しい
- ・重い人もいるので、保健室に生理痛薬を置いておいて欲しい
- ・部活で激しい運動をするのが辛いから、いつでも休める環境が欲しい
- ・授業中に腹が痛くなったり、眠くなったり、ひとそれぞれ症状は違うので、それをさぼりだとか、授業に集中していないというような勘違いはされたくない
- ・生理が辛くて休むときは、公欠にして欲しい
- ・お腹が痛すぎてしんどい
- ・体育のとき、死ぬほど痛くても休めない